

# 南砺市国土強靱化地域計画検討委員会

## 第1回 委員会

【日時】 令和 2 年 8 月 27 日（木）

10 時 00 分～

【場所】 南砺市役所 3 階 302 大会議室

### 議事次第

1. 開 会

2. あいさつ

3. 委員紹介

4. 委員長の選出

5. 議 事

（1）南砺市国土強靱化地域計画について …… 資料 1

（2）地域の現状と計画の考え方について …… 資料 2

（3）その他 …… 資料 3

6. 閉 会



南砺市告示第204号

南砺市国土強靱化地域計画検討委員会設置要綱を次のように定める。

令和2年6月1日

南砺市長 田 中 幹 夫

南砺市国土強靱化地域計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）第13条に基づく南砺市国土強靱化地域計画（以下「計画」という。）の策定に当たり、学識経験を有する者等から意見を聴くため、南砺市国土強靱化地域計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、計画の策定に関する事項を所掌し、必要に応じて市長に提言を行うものとする。

(組織等)

第3条 委員会は委員12人以内をもって組織し、委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 各種団体を代表する者
- (4) 公募による者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、前条の規定による委嘱の日から計画の策定が終了した日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長は委員の互選によりこれを定め、副委員長は委員長が指名する。

- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 議長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(書面による決議)

第7条 委員長は、会議が次のいずれかに該当するときは、書面により委員の可否を求め、その結果をもって会議の議決に代えることができる。

- (1) 会議において事前に委員から書面による決議の了承を受けているとき。
  - (2) 緊急の決議を要し、かつ、会議の招集又は成立が困難なとき。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、委員長が会議の招集又は成立が困難と認めるとき。
- 2 書面による決議は、委員の過半数からの書面による回答をもって成立するものとする。
  - 3 書面による決議は、前項の規定による書面により回答した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
  - 4 委員長は、書面による決議を行った場合は、その結果を書面により速やかに委員に報告するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行する。

(招集の特例)

- 2 最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。この場合において、第7条第1項中「委員長」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。  
(この告示の失効)
- 3 この告示は、計画の策定が終了した日限り、その効力を失う。



南砺市国土強靱化地域計画検討委員会 委員名簿

No.	氏名	所属	区分
1	長尾 治明	富山国際大学 名誉教授	学識経験を有する者
2	手計 太一	富山県立大学 准教授	学識経験を有する者
3	松本 久介	南砺市地域づくり協議会連合会 会長	地域づくり協議会
4	石井 宏幸	北陸地方整備局富山河川国道事務所 所長	関係行政機関
5	長谷川 徹	富山県砺波土木センター所長	関係行政機関
6	水谷 英二	富山県砺波農林振興センター所長	関係行政機関
7	小谷 美紀子	南砺市社会福祉協議会 地域福祉課長	各種団体
8	福澤 聡美	北陸電力 となみ野営業所 副所長	各種団体
9	浅谷 一寛	となみ衛星通信テレビ(株) 業務部 部長	各種団体
10	蟹野 正男	公募	市民
11	山本 朱美	公募	市民
12	松林 富子	公募	市民

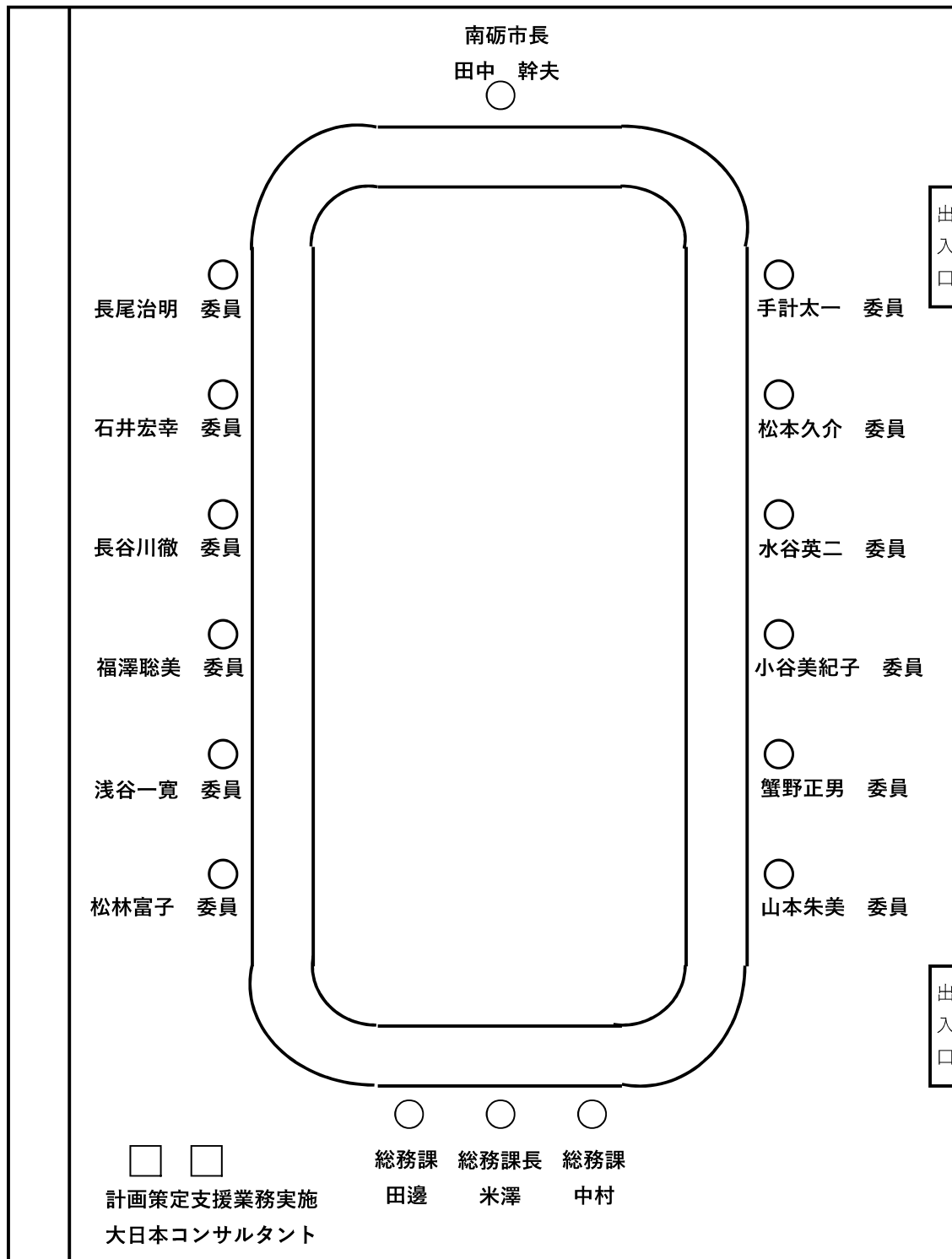




# 南砺市国土強靱化地域計画検討委員会（第1回）

日時： 令和2年8月27日（木）午前10時00分～

場所： 南砺市役所 3階 302会議室





# 南砺市国土強靱化地域計画検討委員会

## 第1回 委員会

### 南砺市国土強靱化地域計画について

令和2年8月27日

# 1. 国による国土強靱化の推進について

1

## (1) 災害が多発する日本

- 「天災は忘れたころにやってくる」と言われます。  
しかし、最近では異常気象によって毎年のように大規模な災害が発生しています。

## (2) 過去の大災害から得られた教訓

- 日本は、過去の数々の災害における長期間にわたる復旧・復興を繰り返してきました。  
これを避けるためには、人命を守り、経済や社会への被害を最小化し致命的なものならず迅速に回復する、「強さとしなやかさ（レジリエンス）」を備えた国づくりを進めていくことが必要です。

## (3) 大災害から国民を守るために

- 「国土強靱化」とは、強くしなやかな国土をつくる新しい取組です。  
ソフト対策をこれまで以上に重視し、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせることや、平時にも有効に活用できる工夫をすることで、効果を最大化していきます。また、官民や民間企業同士が連携し、オールジャパンでの取組を進めます。

# (1) 災害が多発する日本

～ 天災は忘れた頃にやってくる ～ はずだったのに…

## 平成25年以降に発生した主な災害

**① H25梅雨期における大雨等**

人的被害：死者14人  
住家被害：全壊73棟、半壊182棟  
主な被災地：東北及び中国地方  
発生期間：H25.6.8～8.9

**水害**

**② H25.8.23からの大雨等**

人的被害：死者2人  
住家被害：全壊9棟、半壊12棟  
主な被災地：北日本から西日本  
(特に中国地方)  
発生期間：H25.8.23～8.28

**水害**

**③ H25.9.2・9.4の台風等**

人的被害：重傷者7人  
住家被害：全壊13棟、半壊37棟  
主な被災地：関東地方  
発生期間：H25.9.2・9.4

**風害**

**④ H25台風等18号**

人的被害：死者6人  
住家被害：全壊48棟、半壊208棟  
主な被災地：北日本から西日本  
(特に近畿地方)  
発生期間：H25.9.15・9.16

**風害**

**⑤ H25台風等26号・27号**

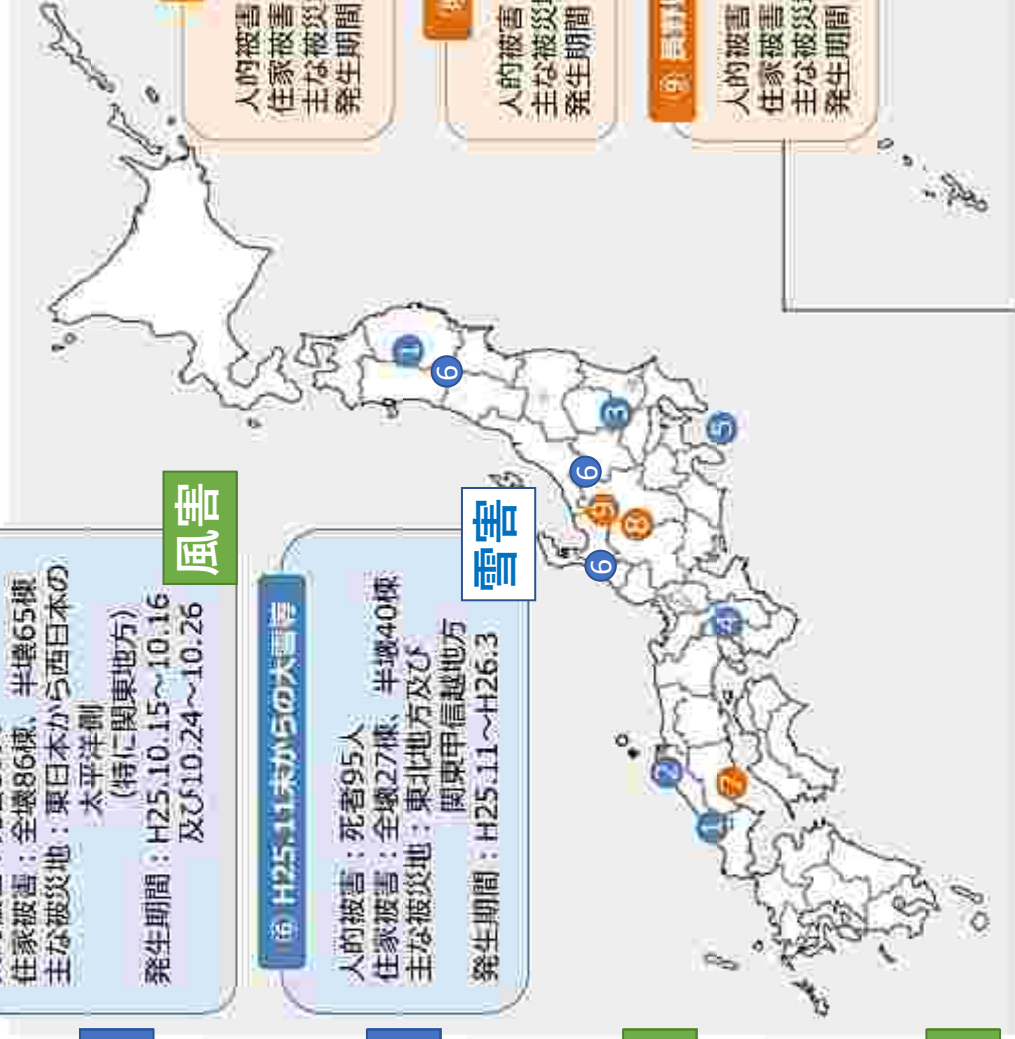
人的被害：死者39人  
住家被害：全壊86棟、半壊65棟  
主な被災地：東日本から西日本の太平洋側  
(特に関東地方)  
発生期間：H25.10.15～10.16  
及びH25.10.24～10.26

**風害**

**⑥ H25.11.未か5の大雪等**

人的被害：死者95人  
住家被害：全壊27棟、半壊40棟  
主な被災地：東北地方及び  
関東甲信越地方  
発生期間：H25.11～H26.3

**雪害**



**⑦ H26水害**

人的被害：死者74人  
住家被害：全壊133棟、半壊122棟  
主な被災地：広島県広島市  
発生期間：H26.8.19～

**水害**

**⑧ H26御嶽山噴火**

人的被害：死者・行方不明者63人  
主な被災地：長野県・岐阜県  
発生期間：H26.9.27

**噴火**

**⑨ 長野県北部を襲撃する地震**

人的被害：重傷者10人  
住家被害：全壊36棟、半壊65棟  
主な被災地：長野県  
発生期間：H26.11.22

**地震**

## (2) 過去の大災害から得られた教訓

3

伊勢湾台風 (1959年)	阪神・淡路大震災 (1995年)	東日本大震災 (2011年)
<p>多数の死者・行方不明</p>  <p>伊勢湾台風 の被害状況 (NHK NEWSline)</p>	<p>建築物・高架橋等の倒壊 市街地延焼火災の発生</p>  <p>阪神高速道路の高架橋の倒壊 (NHK NEWSline)</p>	<p>大規模津波による被害 帰宅困難者の発生</p>  <p>消防隊員と消防団員による 行方不明者の捜索活動 (NHK NEWSline)</p>
<p>「災害対策基本法」制定</p>	<p>耐震化・密集市街地対策 自助・共助の大切さ</p>	<p>ハード中心の対策の限界 防災教育の重要性</p>
<p>甚大な被害による長期間にわたる復旧・復興の繰り返し</p>		
<p>教訓</p> <p>人命を守り、経済社会への被害を最小化し 致命的にならず迅速に回復することが必要</p>		

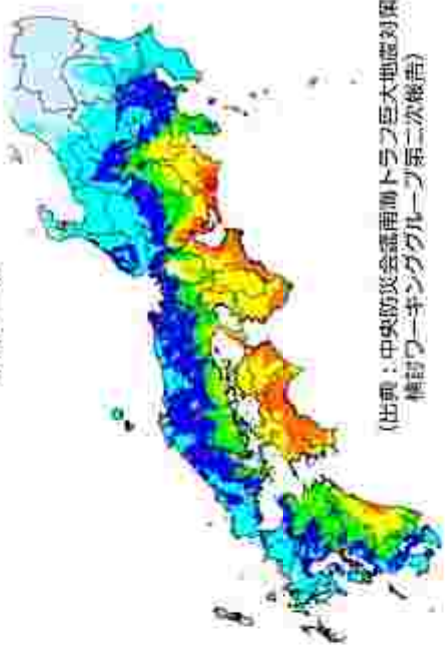
3

# (3) 大災害から国民を守るために

大規模自然災害による被害 (推計)			
	東日本大震災 (2011年)	南海トラフ 巨大地震	首都直下 地震
人的被害 (死者)	約1.6万人	最大 約32.3万人 (約20倍)	最大 約2.3万人 (約1.4倍)
資産等の 直接被害	約17兆円	約170兆円 (約10倍)	約47兆円 (約2.8倍)
生産・サービス低下 による被害を含めた場合		約214兆円	約95兆円

(内閣府 (防災担当) 資料を基に作成)

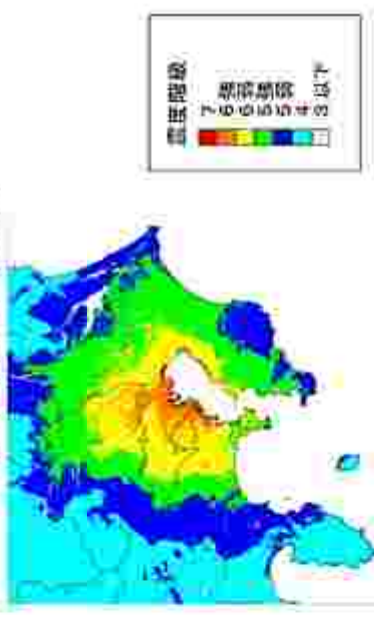
南海トラフ巨大地震震度分布  
(推測ケース)



(出典：中央防災会議南関東トラフ巨大地震対策  
検討ワーキンググループ第二次報告)

首都直下地震震度分布

(都心南関東下地震 (M7.3))



(出典：中央防災会議南関東下地震対策  
検討ワーキンググループ最終報告)

今後も予想される大災害に対し、国土強靱化。

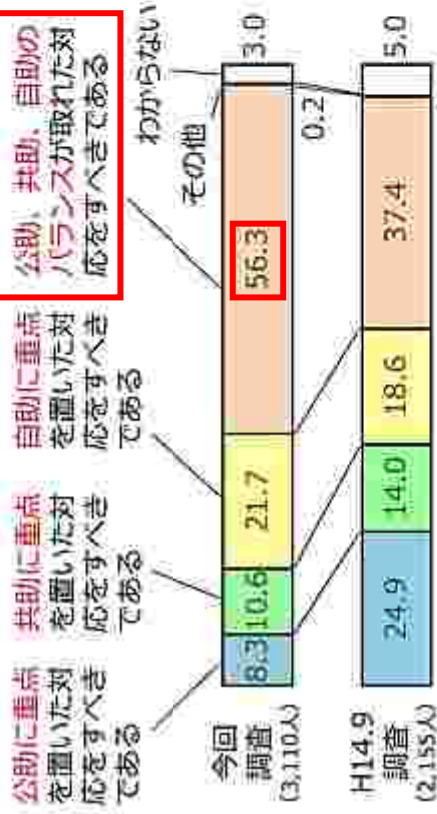
# 1) 自助・共助による「ソフトパワー」が重要

## ○国民の意識の変化



## 災害ボランティア活動への参加者数

(出典：総務省統計局「平成23年社会生活基本調査」を基に作成)



## 重点を置くべき防災対策（自助、共助、公助）

(出典：内閣府「防災に関する世論調査 (H25.1.2調査)」を基に作成)

## ○稲むらの火

安政南海地震 (1854年) の時、村の郷士 浜口梧陵が暗闇のなかで逃げ遅れていた村人を、収穫したばかりの稲を積み上げた「稲むら」に火を放って高台に導いた。

この安政南海地震の発生した日にちなみ、毎年11月5日が「津波防災の日」と決められています。



(出典：内閣府 (防災担当) 資料)

## ○「釜石の出来事」 (津波からの避難行動)

過去に津波で大きな被害を受けた釜石市では、「津波でんでんこ」とよばれる自分の命を守ることの重要性を伝える防災教育や「想定を信じるな」「最善を尽くせ」「率先避難者たれ」という「津波避難の3原則」の普及に努めてきた。

東日本大震災では、この教えを実践した小中学生のほとんどが助かるとともに、一緒に避難した地域の人々の命も救われた。



## 2) 「国土強靱化基本計画」を政府が策定

6

### ～起きてはならない最悪の事態を想定した取組～

#### 【起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）】

- 大都市での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
- 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生
- 大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態
- 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
- 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
- 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
- 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
- 首都圏での中央官庁機能の機能不全
- 電力供給停止等による情報通信の麻痺（まひ）・長期停止
- サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下
- 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
- 太平洋ベルト地帯の幹線が分断する等、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止
- 食料等の安定供給の停滞
- 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止
- 農地・森林等の荒廃による被害の拡大 など

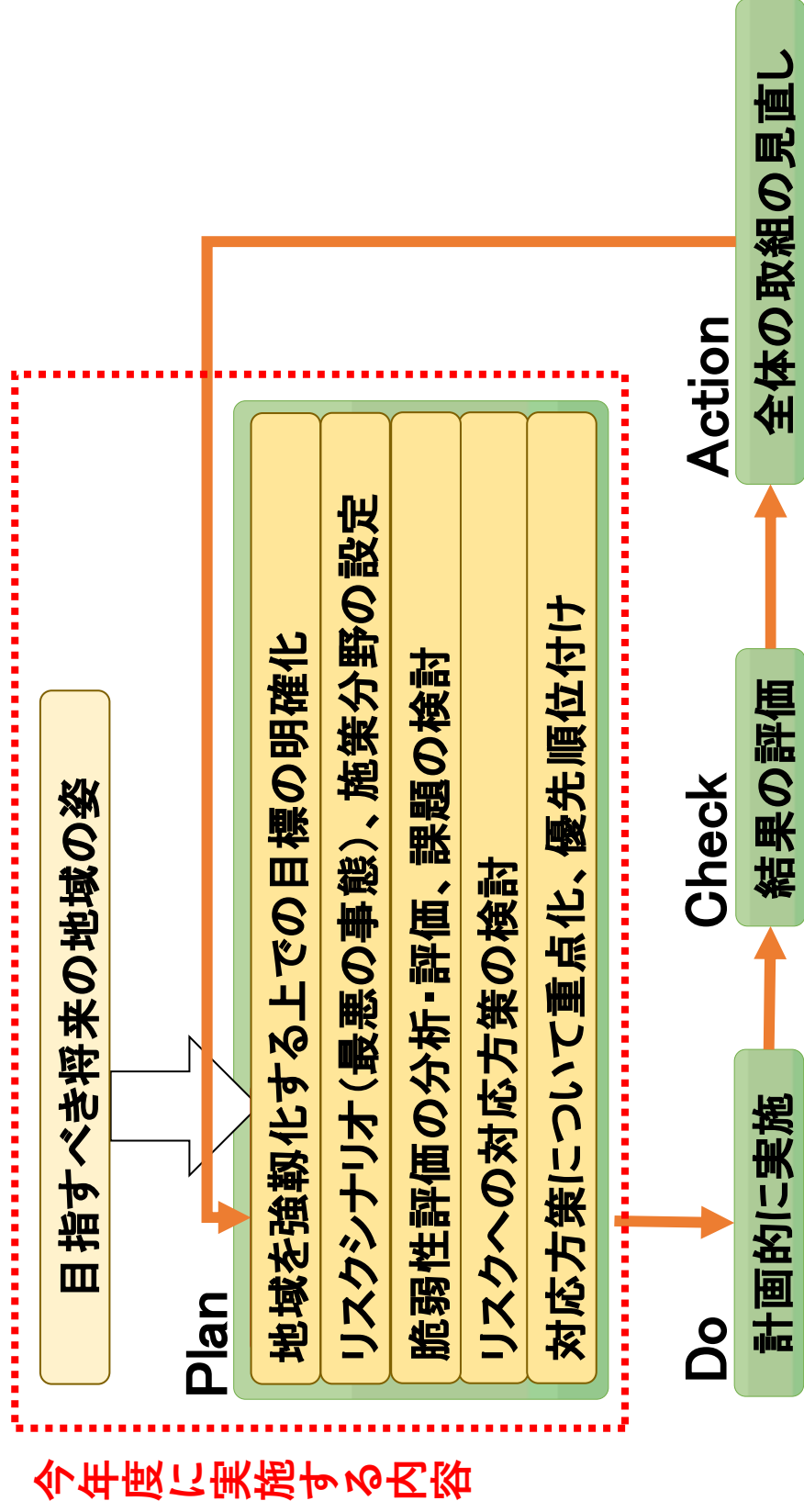


9



## (2) 国土強靱化地域計画の策定の進め方

- 今年度は目指すべき将来の地域の姿を見据え、計画（Plan）を策定します。  
⇒計画は、地域を強靱化する上での目標を定め、段階的に検討し、対応方策の設定まで実施。
- 単年・五カ年のサイクルで、PDCAサイクルを繰り返しながら、国土の強靱化を推進。





# 南砺市国土強靱化地域計画検討委員会

## 第 1 回 委員会

地域の現状と計画の考え方について

令和 2 年 8 月 2 7 日

～ 目 次 ～

1. 計画策定の趣旨.....	1
2. 計画の位置付け等の設定.....	3
3. 地域の現状と課題の整理.....	4
3-1 地形的特性.....	4
3-2 気象的特性.....	6
3-3 社会経済的特性.....	7
3-4 災害履歴.....	14
3-5 地域の課題まとめ.....	18
4. 計画の対象とするリスクの設定.....	19
4-1 計画の対象とするリスク（市内）.....	20
4-2 計画の対象とするリスク（市外）.....	25
5. 地域を強靱化する上での目標の明確化.....	26
6. リスクシナリオ、施策分野の設定.....	32

# 1. 計画策定の趣旨

## (1) 計画の策定趣旨

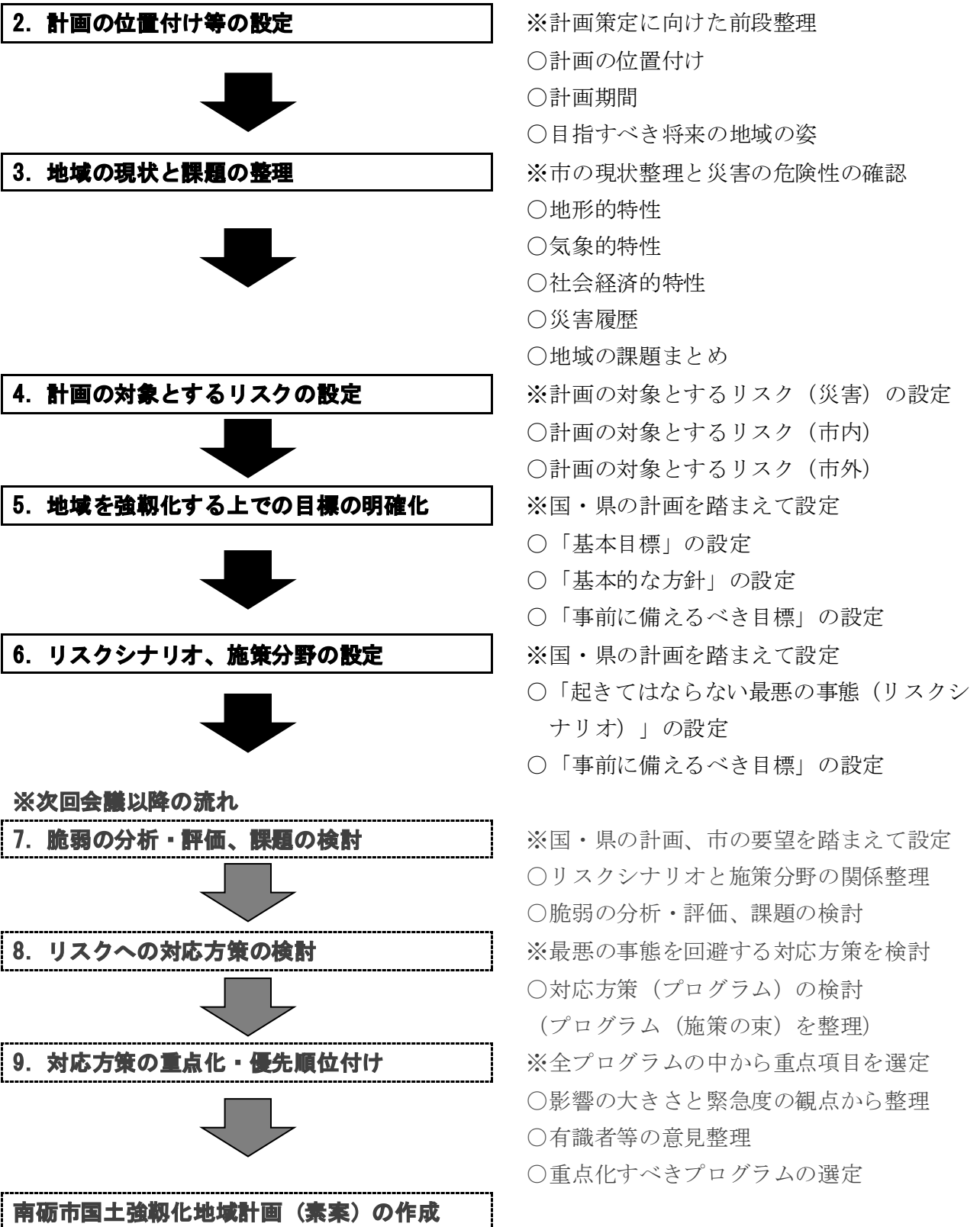
国においては、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が公布・施行、平成26年6月に「国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）」が策定され、国全体で強靱化を進めていくための枠組みが整備された。

基本法第13条で、「都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針になるべきものとして定めることができる。」と規定されている。

南砺市国土強靱化地域計画（以下「地域計画」という。）は、この規定に基づき、どのような自然災害が起こっても機能不全に陥らず、いつまでも元気であり続ける強靱な南砺市をつくりあげていくために策定するものである。

**(2) 計画検討の流れ**

本会議以降の流れを以下に示す。



資料：国土強靱化地域計画策定ガイドライン（第7版）策定・改訂編（R2.6）

図 1-1 計画検討の流れ



## 2. 計画の位置付け等の設定

### (1) 計画の位置付け

南砺市国土強靱化地域計画は、基本計画及び富山県国土強靱化地域計画との調和を図りながら、南砺市の強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための指針として策定する。

そのため、南砺市の総合計画などと整合を図りながら、各分野別計画の指針とするものである。

### (2) 計画期間

地域計画が対象とする期間は、令和3（2021）年度から概ね5年間とする。

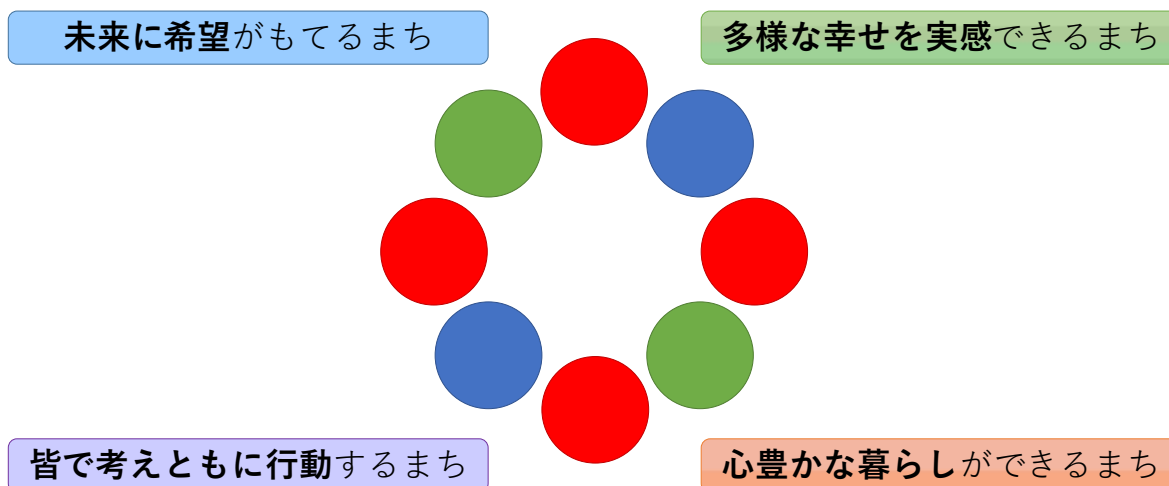
### (3) 目指すべき将来の地域の姿

南砺市が目指す将来の地域の姿は、第2次南砺市総合計画（2020年3月）において、「誰ひとり取り残さない 誰もが笑顔で暮らし続けられるまちへ」と定めている。

#### 【将来都市像】

誰ひとり取り残さない 誰もが笑顔で暮らし続けられるまちへ

#### 【目指すべきまちの姿】



資料：第2次南砺市総合計画（2020年3月）

図 2-1 目指す将来の地域の姿

### 3. 地域の現状と課題の整理

#### 3-1 地形的特性

##### (1) 位置

###### 【現状】

- 南砺市は、富山県の南西部に位置し、西は石川県、南は岐阜県に隣接している。
- 東西に約26km、南北に約39km、面積は668.6k㎡あり、三方を山に囲まれ、中央北側には平野が広がったまとまりのよい地形をしている。



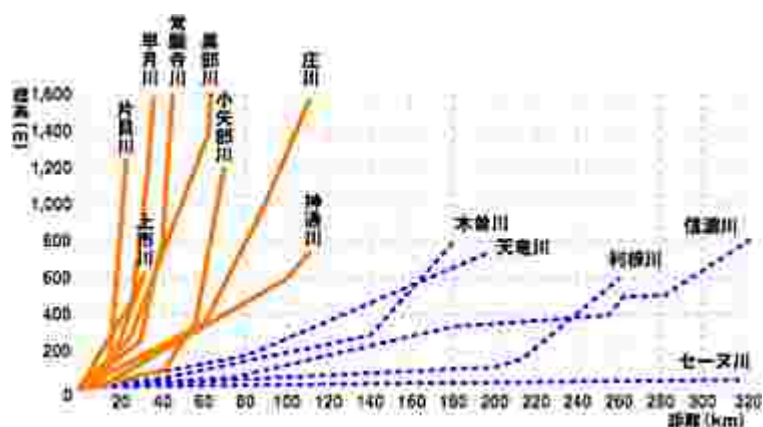
資料：地理院地図（国土地理院）

図 3-1 南砺市位置図

(2) 地形

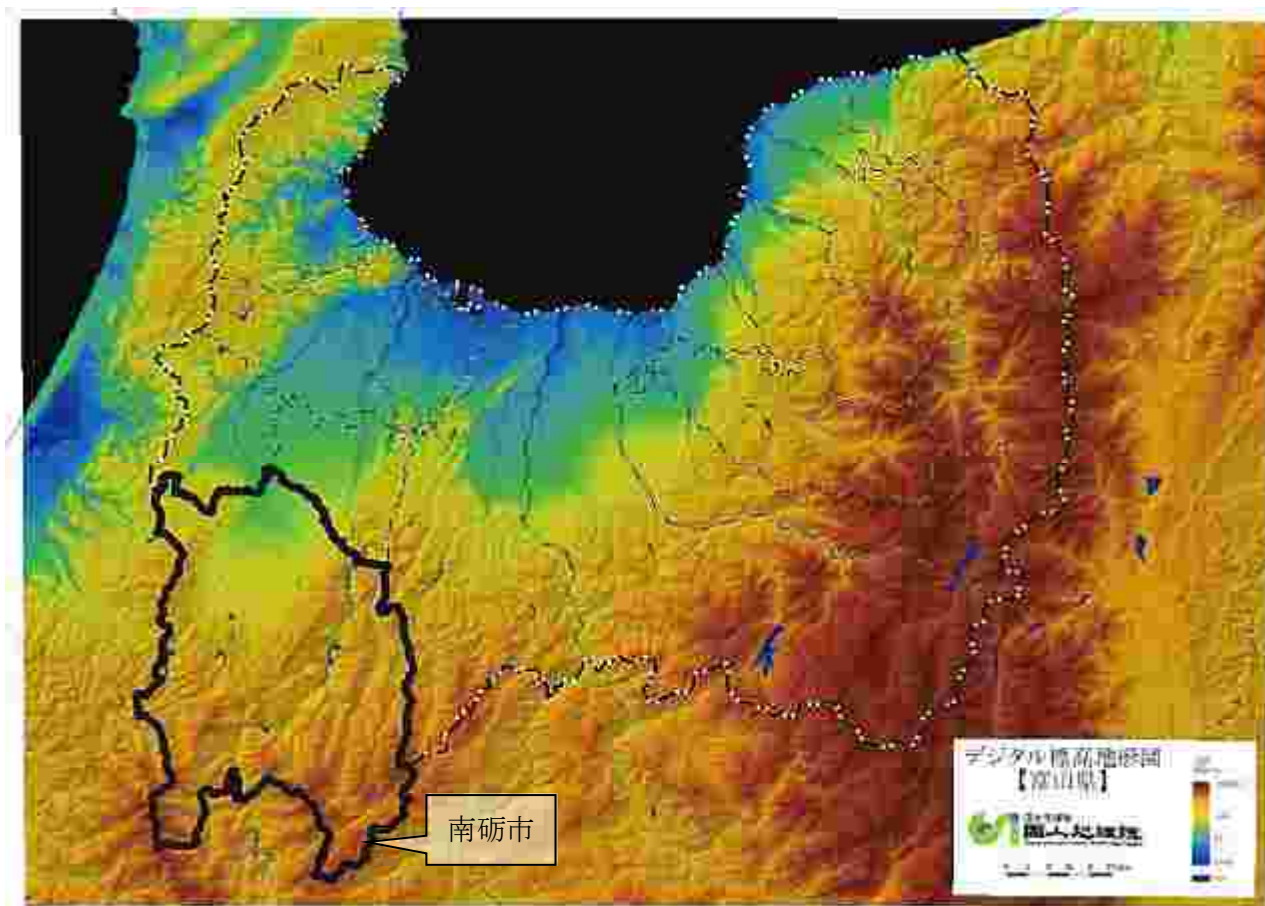
【現状】

○南砺市は、1,000m 級の山々が連なる白山山地や飛騨高地と、ここに源を発する庄川、小矢部川などの急流河川、その下流には、緑に包まれた砺波平野に至るまで、高低差 1,000m 以上の変化に富んだ地形を有している。



出典：富山県 HP（富山県 県民生活課 水雪土地対策班）

図 3-2 河川縦断概略図



資料：地理院地図（国土地理院）

図 3-3 標高地形図【富山県】

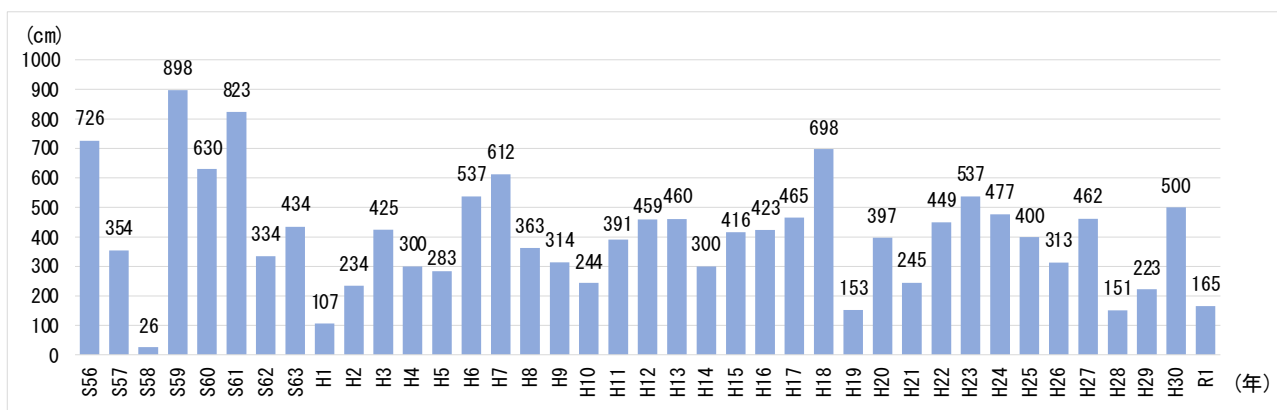
### 3-2 気象的特性

#### 【現状】

- 南砺市は、日本海側気候に属し、**冬の大雪を特徴**としている。気圧配置が西高東低で等圧線が縦縞模様になるときは、東部や南部の山地に雪の多い山雪型となり、等圧線が袋状に湾曲するときは、平野部に雪の多い里雪型となる。
- 春先と夏季は、低気圧が日本海を発達しながら通過するときフェーン現象が起き、強い南風とともに平常の気温より約5℃～10℃も高くなり空気が乾燥する特徴がある。
- 短時間における集中豪雨が起きるようになり、特に**梅雨期は集中豪雨が起きやす**くなっている。
- 夏は、太平洋高気圧に覆われて安定した暑い晴天が多い。また、富山県に接近する台風は、本州南岸に上陸したあと、そのまま北上してくるものが多く、地形の影響で勢力は若干弱まる。

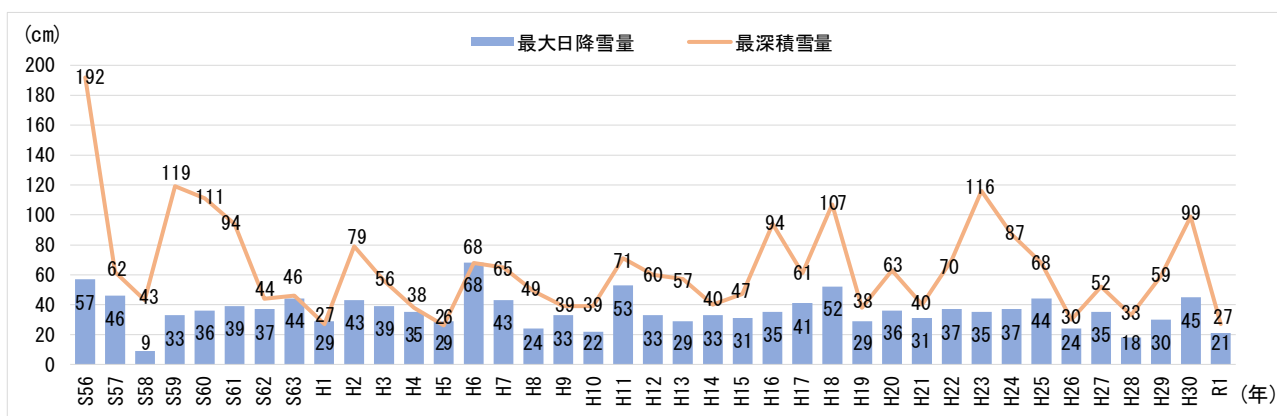
#### 【課題】

- 降雪は、**市民の生活や移動性を阻害**するとともに、**物流や生産性にも大きく影響**する。
- フェーン現象下では、**火災の危険が極めて大きく**、とくに3月から5月にかけては、**融雪洪水、なだれ等の気象災害**をもたらし、夏季には水稻の育成・品質等に障害を及ぼす。
- 集中豪雨に伴う水量の増加は、急流河川における流水エネルギーの増大、計画高水位より低い水位においても**侵食・洗掘による堤防の決壊が懸念され、河川氾濫が発生する可能性が高い**。
- 台風の影響は比較的小さいものの、**過去にはいくつかの大きな災害を記録**している。



資料：気象庁 HP (砺波観測所)

図 3-4 降雪の合計の推移



資料：気象庁 HP (砺波観測所)

図 3-5 最大日降雪と最深積雪の推移

### 3-3 社会経済的特性

#### (1) 既成市街地の保全

##### 【現状】

○市街地の拡大に伴って、**既成市街地は建物の老朽化が進み、街路が狭く密集状態**にある。

##### 【課題】

○**災害時における被災人口の増大、火災の延焼地域の拡大等、被害拡大が懸念**される。



【福野市街地】



【福光市街地】



【城端市街地】

▲市街地内の細街路と  
低層木造建築物

凡例
○：市役所
○：市民センター
●：高速道路 IC

資料：各年国勢調査、国土数値情報ダウンロードサイト（国土交通省）、全国大型小売店舗総覧 2020

図 3-6 人口集中地区の変遷と大規模小売店舗の立地状況

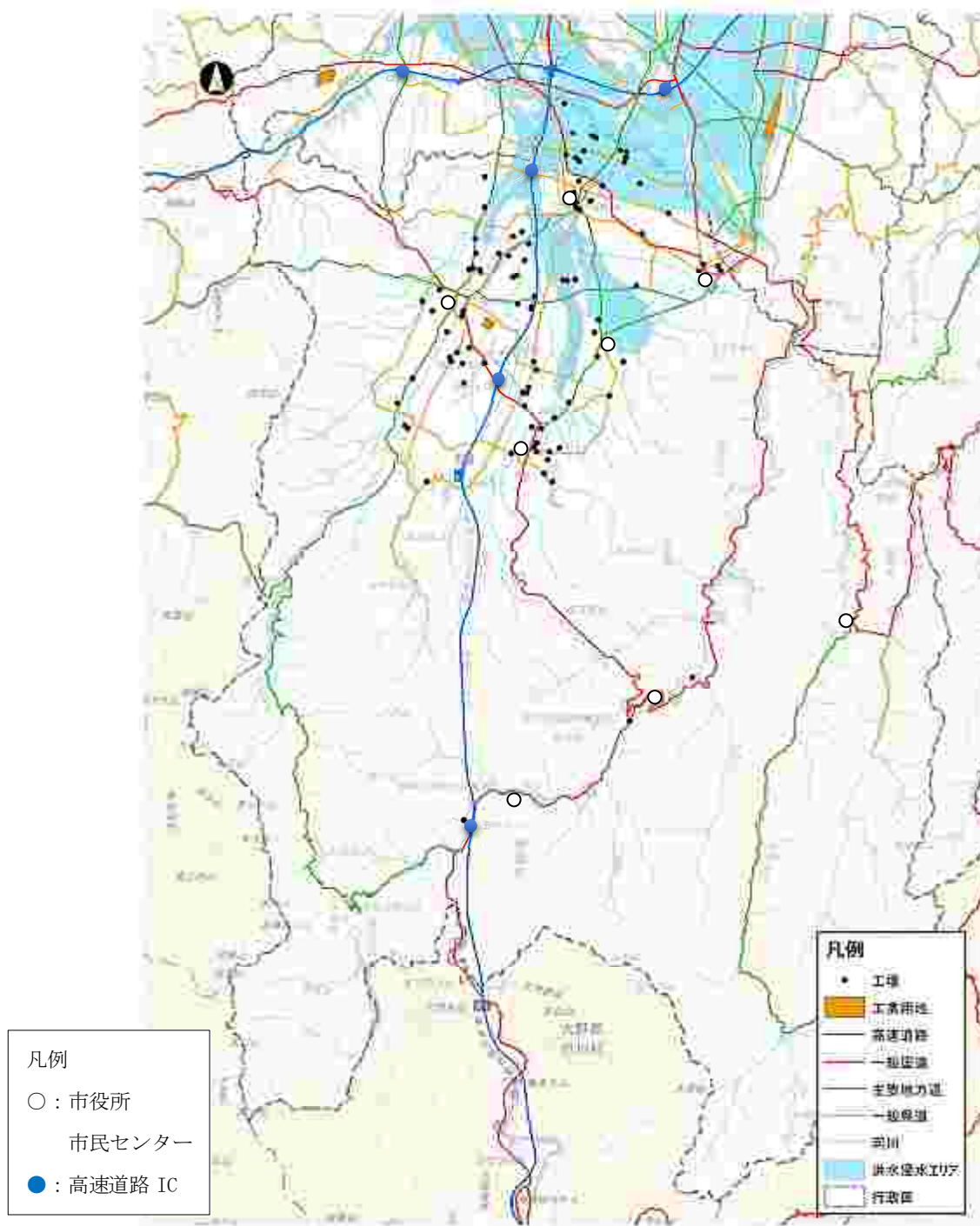
## (2) 工業用地の保全

### 【現状】

○南砺市の平地部には、工業用地や工場が広範囲に立地している。

### 【課題】

○市内の工業用地や工場の中には、河川の氾濫に伴い、被害が発生する危険性がある。



資料：国土数値情報ダウンロードサイト（国土交通省）、GoogleMap

図 3-7 工業用途地域と洪水浸水区域

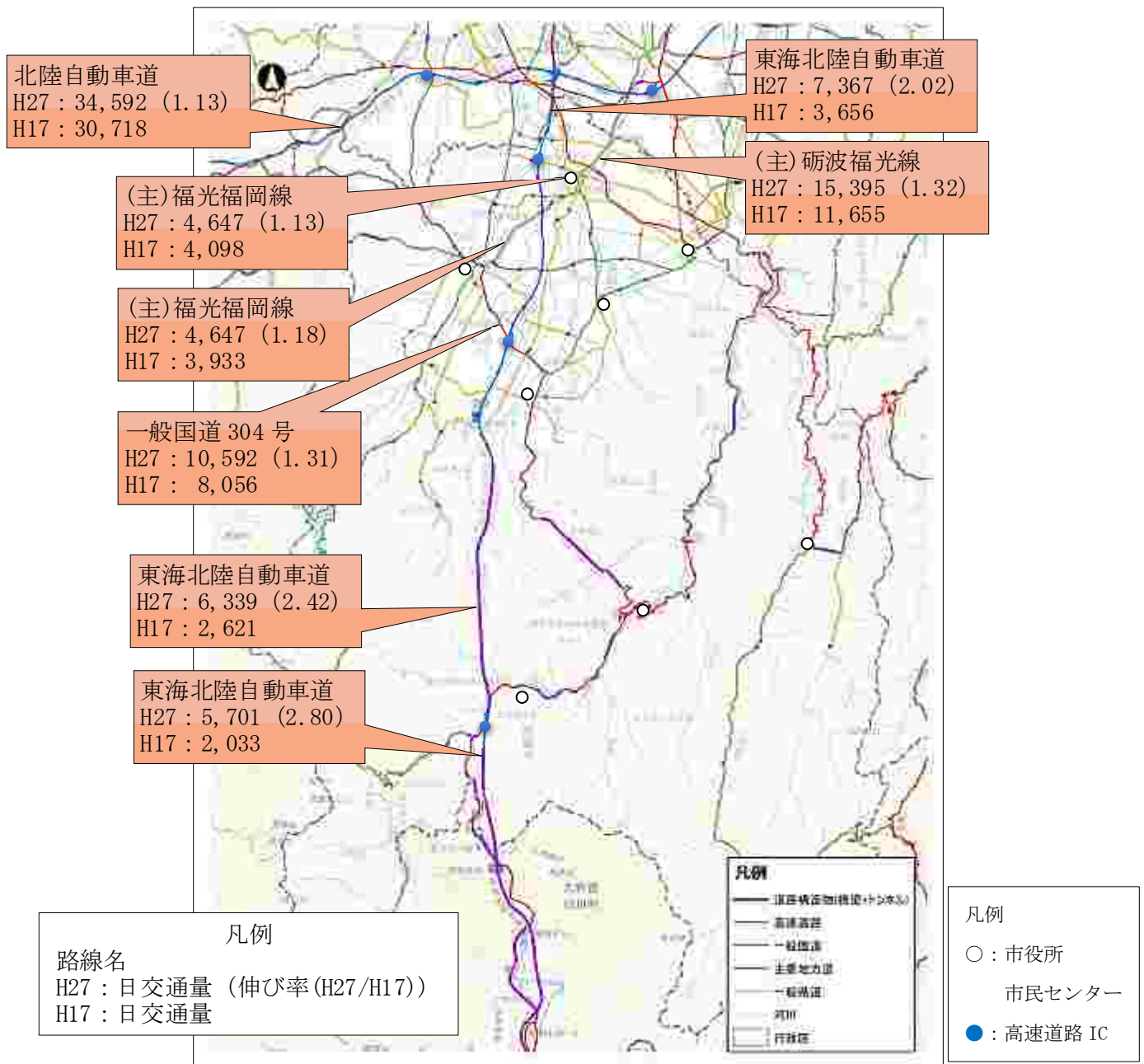
### (3) 交通機関の発達

#### 【現状】

- **自動車の利用は著しく増加**しており、北陸自動車道や**東海北陸自動車道**といった**高速交通網の整備**により太平洋側の三大都市圏との往来の利便性が向上した。
- 大量輸送機関である北陸新幹線からの二次交通に、JR 城端線や高速バス等が活用されている。

#### 【課題】

- 自動車は、ガソリン等の危険物を内蔵して出火・延焼の原因になるとともに、**大量の自動車によって引き起こされる交通混乱は避難の遅延と被害拡大が懸念**される。
- 道路空間のうち、**山間部を通過する橋梁やトンネルでの自然災害や交通事故災害が発生した場合、多数の被害者の発生等が懸念**される。



資料：各年道路交通センサス

図 3-8 自動車走行台数の変化

#### (4) 日常生活の確保

##### 【現状】

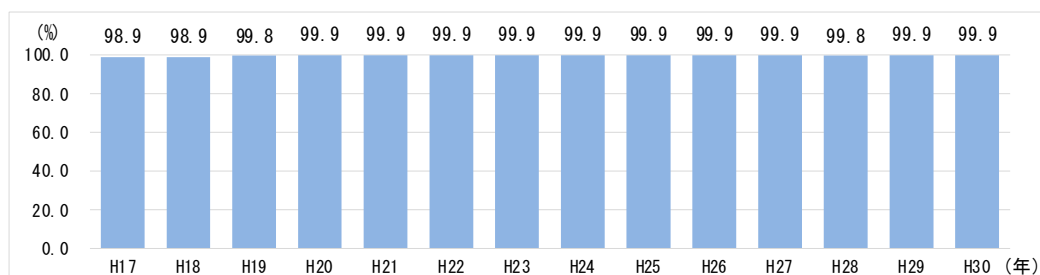
○電力、ガス、上水道、下水道、電話等のライフライン施設やコンピュータ、情報通信ネットワークなど、日常生活の利便性向上とその依存度が高まっている。

##### 【課題】

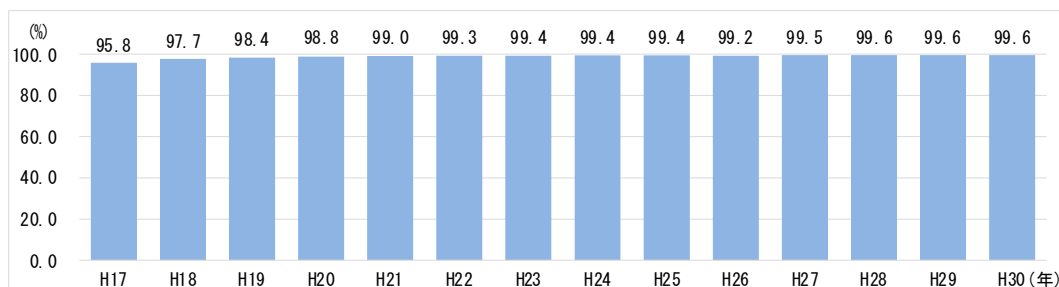
○近代化した生活様式の依存度の高まりは、施設の被害が発生した場合、その復旧に時間を要することが懸念され、さらには二次災害の危険性にも注意しなければならない。

○利用者によっては、情報不足や生活の不便性等が、不安増大につながる危険性がある。

##### 【上水道】

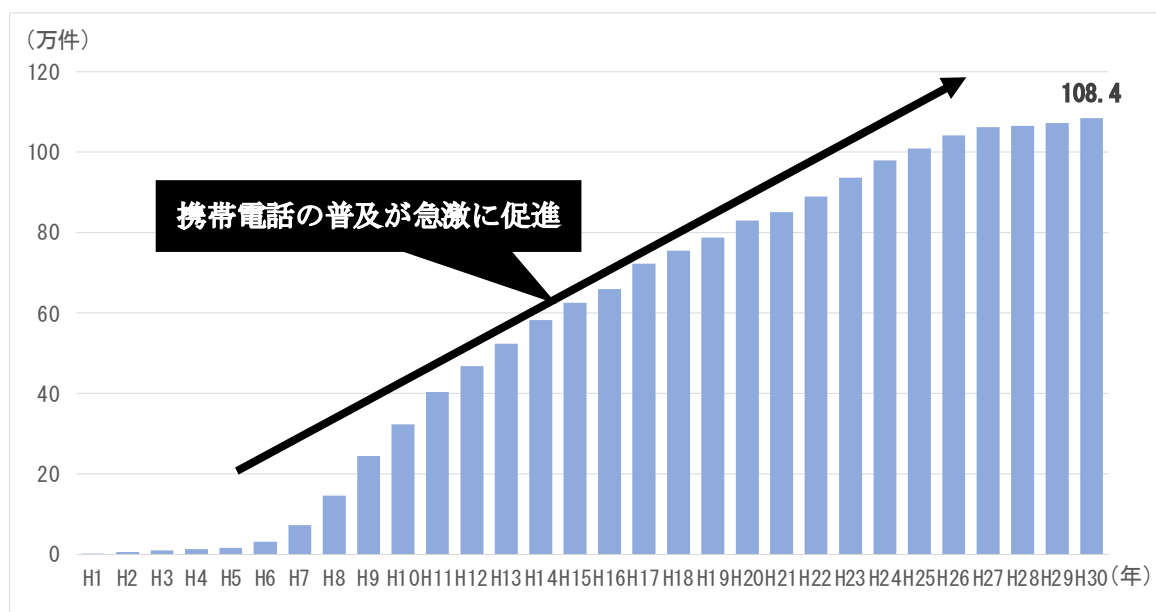


##### 【下水道】



資料：南砺市の統計情報

図 3-9 上下水道の普及率（南砺市）



資料：総務省北陸総合通信局 県別（北陸3県）の携帯電話契約数の推移

図 3-10 携帯電話の普及台数（富山県）



### (5) コミュニティ活動の停滞

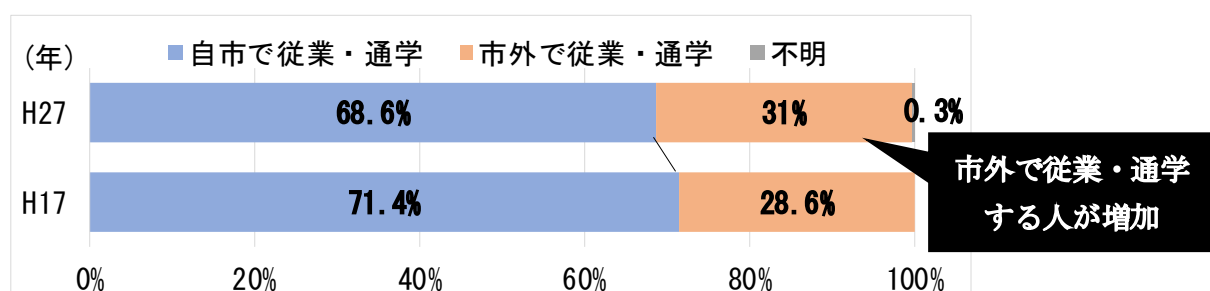
【現状】

○南砺市は、人口の減少、市外通勤者の増大している。

【課題】

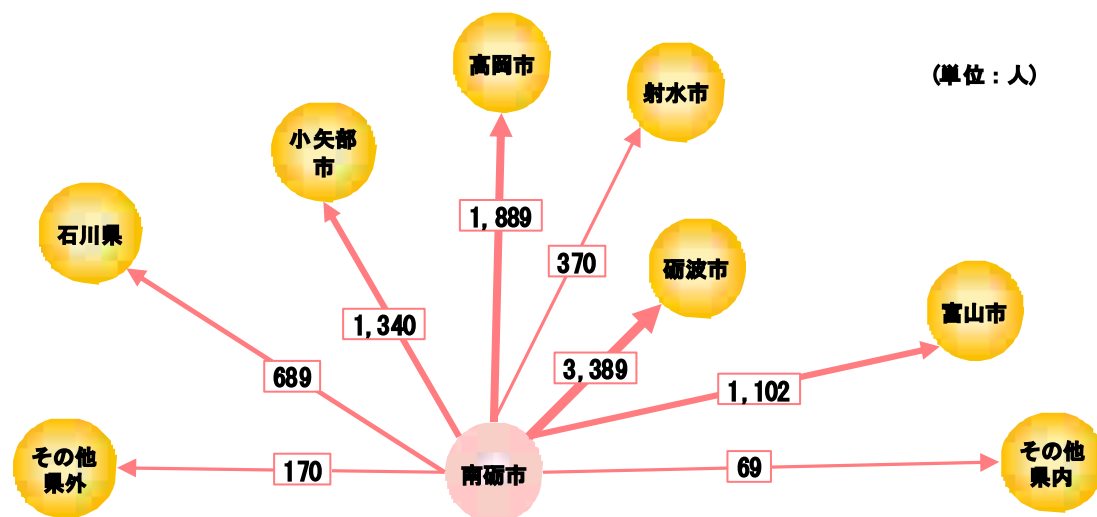
○市街地における地域の連帯感が希薄化し、自治会活動をはじめとした地域コミュニティ活動の停滞が指摘されている。

○一方、農山漁村においては、人口が減少しコミュニティの維持に困難をきたしている中、地域において、被害を少しでも軽減するためには、「みんなのまちはみんなで守る」という地域における事業所や住民一人ひとりの防災意識の向上とともに、自主防災組織の育成等により、地域における防災行動力の向上が必要である。



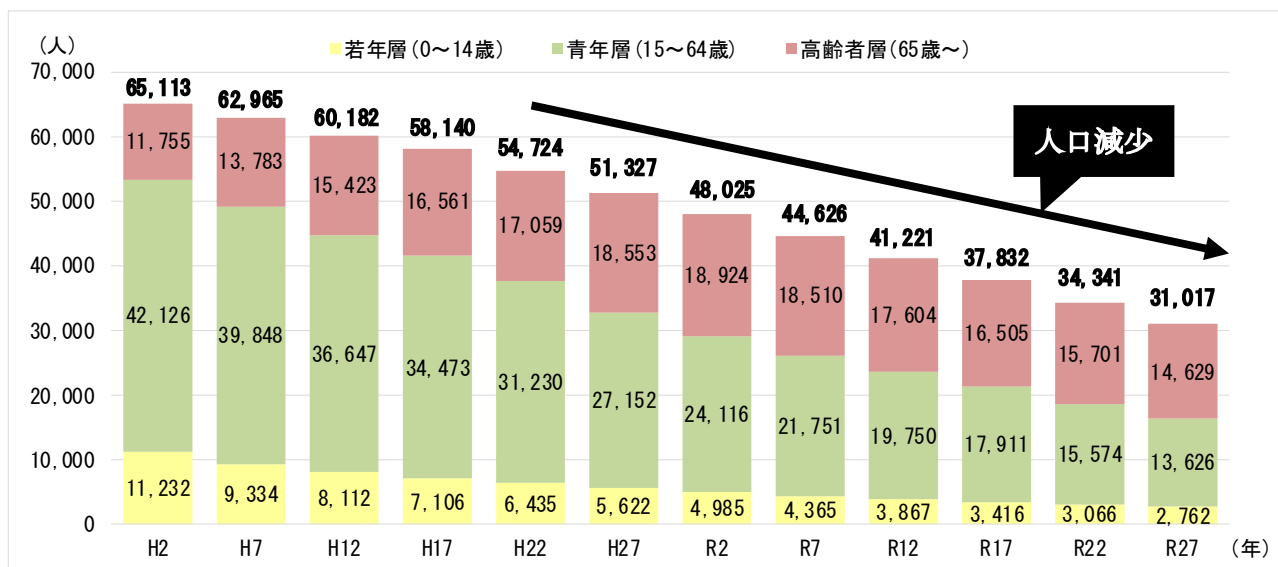
資料：国勢調査(H17, H27)

図 3-11 通勤・通学者数の推移

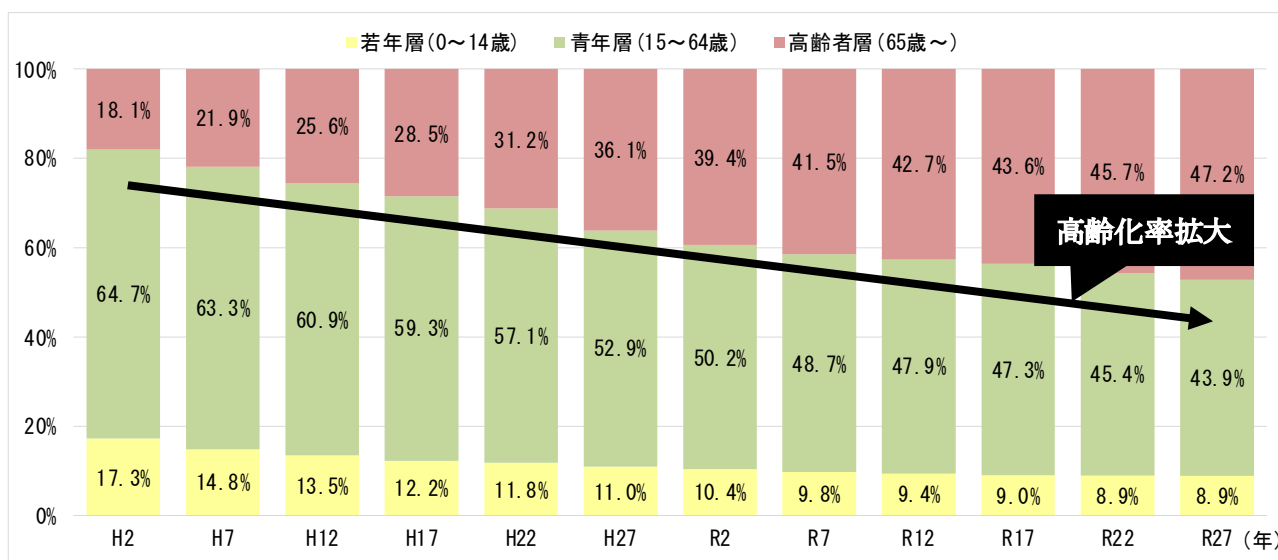


資料：国勢調査(H27)

図 3-12 通勤・通学地の実態 (H27)



【人口の推移】



【構成比の推移】

資料：とやまけん統計ワールド、将来推計人口・世帯数（国立社会保障・人口問題研究所）

図 3-13 人口の推移

## (6) 要配慮者の増加

### 【現状】

- 高齢者（とりわけ一人暮らしの高齢者）、外国人等の要配慮者が増加している。

### 【課題】

- 防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救済対策等の 防災の様々な場所において、要配慮者に配慮した施策の展開を、他の福祉施策との連携の下に行う必要がある。

## (7) 分散した集落の形成

### 【現状】

○南砺市は区域が広い上に、特に山間部は、集落が点在している。

### 【課題】

○災害の発生時に孤立集落発生の危険性を十分想定しておく必要がある。

## (8) 男女共同参画の視点を取り入れた防災

### 【現状】

○男女双方の視点に配慮した防災を進めることが必要である。

### 【課題】

○防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

### 3-4 災害履歴

#### (1) 地震災害

富山県内に被害をもたらした過去の地震のうち、1858年の安政の大地震は大きな被害をもたらしたことが過去の古文書等により確認されている。

また、1933年以降、富山県内の震度観測点において震度4以上を記録した地震は9回となっている。そのうち、2007年の能登半島地震の際には本市でも震度4を記録している。

■富山県内で震度4以上を記録した地震一覧

発生日	地震名	マグニチュード	県内の被害等	県内の震度
1933(昭和8)	石川県能登地方	6.9	佐野町、水見町上野、 福井、他被害	伏木4
1944(昭和19)	三重県御津沖	7.9	本町	富山4
1948(昭和23)	福井県嶺北	7.1	西宮町被害	富山4
1952(昭和27)	石川県西万石	6.5	前子被害	富山、八尾、女良4
1993(平成5)	石川県能登地方	6.6	津田町、本郷、石川、 池田被害	富山、伏木4
2000(平成12)	石川県西万石	6.5	被害なし	小矢部4
2007(平成19)	能登半島沖	6.9	富山1、軽度12、 津田町、前子被害	富山、津又、南川、小矢部、 津木、舟橋5時 高岡、魚津、黒部、砺波、南砺、 上野、石川、入善、穂高
2007(平成19)	新潟県上中津沖	6.5	軽傷1	富山、津又、 小矢部4
2011(平成23)	石川県能登地方	6.2	被害なし	小矢部4

「理科年表」(国文学堂、平成13年)及び「富山県史(富山県史)」(富山地学気象会、富山県、昭和46年)等による。

■1858年の安政の大地震の概要 (『地震を語る』(富山県立山博物館、1993年)より抜粋)

- ・発生日時：1858年4月9日(安政5年2月26日)の真夜中
- ・規模：M7.0～7.1
- ・震源：津津川断層とみられている
- ・震度5以上の地域：飛騨北部から奥中、加賀に及ぶ
- ・富山県内での被害：奥津部は震度6で、富山城の石垣・門等が破壊。富山市本宮では山崩れがあり、死者30名。県西部では、震度5で、砺波では地割れが生じ、家が傾いた。

※ 常願寺川上流の立白の谷では、大崩・小崩の山崩れが起き、奥川、奥川を堰き止め、約2週間後には高野大町近くで発生したM6.7の地震の揺動で堰が崩れ、大洪水となる。その洪水による被害は、両津家屋等1612戸、死者140人にとどまった。



1858年4月9日(安政5年2月26日)のM7.0～7.1の安政の大地震による震度Vの広がり。「群衆日本地誌(宇佐美寛一、1907年)」による。

出典：南砺市地域防災計画

図 3-14 過去の地震災害

## (2) 水害

### 【現状】

記憶に新しいところでは、平成20年7月28日未明から早朝にかけて市内を豪雨が襲い、城端・平・福光地域では、1時間に120ミリを超える猛烈な雨が降り、大雨洪水警報、土砂災害警戒情報が発令、城端・福野地域には避難勧告が発令された。

この猛烈な大雨は、城端・平・福光地域を中心に、住宅の全半壊や浸水被害、道路の陥没や土砂崩れ、田畑の冠水、停電・断水、道路の通行止めによる集落の孤立状態など、市内各地に大きな被害をもたらした。



日	時刻	出来事
7月28日(月)	午前5時20分 午前7時 25分 午前7時50分 午前8時32分 午前8時52分 午後1時20分 午後1時45分 午後2時	富山県西部南に大雨洪水警報発令 土砂災害警戒情報発表 北川避難勧告発表(城端地域) 城端現地对岸本部設置 小矢部川(城端)に避難勧告発表(福野地域) 東海北陸自動車道通行止め解除(上下線) 国道112号通行止の解除(西側第一下り線) 浸水被害対策会議開催(被害状況把握、応急対策の停電・断水・孤立等)
7月29日(火)	午後2時 午後5時 午後7時	石井知事被災地視察 国道47号通行止の解除(行前・清谷) 南砺市災害対策本部設置
7月30日(水)	—	南砺市市民センター本部活動(～1日) 緊急避難所開設対策会議開催(以降毎日開催)
7月31日(木)	—	新市庁舎着工式開催
8月1日(金)	午前11時	立野福地区(福光地域)の孤立解除をもって、市内の孤立世帯解消
8月2日(土)	午前8時30分	吉見地区(福光地域)の上水道復旧をもって、市内の断水世帯解消
8月5日(火)	午前11時	国道112号通行止の解除(丁型・大塚原) 東海北陸自動車道通行止め解除終了(吉見山・福光)
8月7日(木)	午後2時	高齢者生活福祉センターアツシ住へ避難している世帯への同地区入居をもって、市内全世帯の避難
8月8日(金)	—	住宅の被害状況調査実施(～15日)
8月21日(火)	—	被災世帯支援情報(第1号)の発行

7.28豪雨災害の  
流れ

人的被害  
軽傷 2名

住宅被害	
区分	棟数
全壊	4
大規模半壊	1
半壊	6
一部半壊・床上浸水	48
床下浸水	173
計	232

非住宅被害 (商業・倉庫・施設・公共施設等)

非住宅被害	
区分	棟数
全壊	9
半壊	3
一部半壊	21
浸水	205
計	238

被害状況  
平成20年7月11日(金)現在

出典：「砂防と治水 189号」～7.28 豪雨災害の教訓～

図 3-15 過去の水害

## 1) 小矢部川

## 【現状】

小矢部川流域は、梅雨、台風、冬期の降雪と年間を通じて降水量が多い。

過去から幾度となく台風や梅雨前線による洪水被害が発生している。

近年においても、平成2年9月洪水、平成10年9月洪水、平成20年7月洪水で家屋等の浸水被害が発生している。

## 【課題】

水害対策が必要。



▲小矢部川水系山田川の洪水の状況  
(南砺市：平成20年7月洪水)

表 3-1 小矢部川的主要災害

発生日	発生原因	被災市町村	被害状況
1905(明治38年)8月	—	石動町(現小矢部市)等20町村	堤防決壊1,600間余 流出家屋13棟 山崩れ123箇所 橋梁流出21箇所
1918(大正7年)9月	台風	—	堤防決壊数箇所 死者1人 床上浸水200棟余 床下浸水無数
1919(大正8年)7月	台風	—	堤防決壊211間 被災家屋516棟
1922(大正11年)8月	—	—	堤防決壊7箇所 行方不明者2人
1924(大正13年)2月	融雪	—	堤防決壊21箇所 延長301.5間
1933(昭和8年)7月	台風	—	堤防決壊31箇所 橋梁流失8箇所 浸水家屋100棟余
1953(昭和28年)9月	台風13号	—	死者6人 行方不明者2人 負傷者6人 全壊家屋1棟 半壊家屋46棟 流出家屋5棟 一部破壊172棟 床上浸水3,474棟 床下浸水5,712棟 浸水面積3,800ha
1963(昭和38年)6月	台風2号	—	左右岩数箇所堤防決壊 死者2人 負傷者2人 半壊家屋1棟 床上浸水111棟 床下浸水983棟 浸水面積4,900ha
1964(昭和39年)7月	前線	高岡市 小杉町・新湊市(現射水市) 小矢部市 砺波市 福光町・井波町(現南砺市)	全壊・流失家屋2棟 半壊・床上浸水1,859棟 床下浸水4,411棟 浸水面積4,220ha
1990(平成2年)9月	台風19号	高岡市	床下浸水29棟 浸水面積96ha
1998(平成10年)9月	台風7号	高岡市	住宅半壊1棟 床上浸水52棟 床下浸水674棟 浸水面積267ha
2008(平成20年)7月	前線	小矢部市、南砺市	住宅全壊1戸、半壊2戸 床上浸水92戸 床下浸水273戸

資料：国土交通省HP ([https://www.mlit.go.jp/river/toukei\\_chousa/kasen/jiten/nihon\\_kawa/0413\\_oyabe/0413\\_oyabe\\_02.html](https://www.mlit.go.jp/river/toukei_chousa/kasen/jiten/nihon_kawa/0413_oyabe/0413_oyabe_02.html))

## 2) 庄川

### 【現状】

庄川流域は、梅雨、台風、冬季の降雪と年間を通じて降水量が豊富で、過去の庄川流域における洪水の多くは、台風に起因するものである。

庄川流域において発生した洪水は江戸時代だけでも数十回記録され、明治時代でも30回を数え、昭和以降も、昭和9年、34年、39年、50年、51年、56年、58年、平成16年と頻繁に発生している。



▲下流部氾濫区域

表 3-2 庄川的主要災害

発生日	発生原因	被災市町村	被害状況
1871(明治4年)10月	—	—	大門町にて堤防決壊。人家5棟流失 死者3人
1873(明治6年)4月	—	—	中野村(現砺波市)にて堤防350間決壊 田畑約50ha流出
1881(明治14年)4月	—	—	中野村(現砺波市)堤防決壊、沿岸の田畑流失により皇室より7,000円を下賜された。
1885(明治18年)4月	—	—	浅井村(現射水市)にて堤防決壊 人家流失41棟 田畑約20ha流失
1896(明治29年)7月	—	—	数箇所決壊 流失家屋248棟 浸水家屋2,605棟、耐水面積180ha
1899(明治32年)9月	—	—	浅井村(現射水市)にて堤防決壊 田地30ha流失、新湊(現射水市)にて人家1,719戸浸水、橋2本落橋
1910(明治43年)9月	—	—	射水郡、東砺波郡、西砺波郡にて1,163haの氾濫。
1934(昭和9年)7月	—	—	浅井村(現射水市)にて堤防決壊し射水郡の大半が浸水。死者20人 負傷者240人 流失家屋94棟 民家破損5,418棟 浸水家屋4,009棟 田畑冠水(田3,986ha、畑182ha)
1975(昭和50年)8月	—	—	家屋13棟浸水、農地・宅地1ha浸水
1976(昭和51年)9月	台風17号	—	流失家屋8棟 浸水家屋42棟 農地・宅地11ha浸水 加越能鉄道橋落橋
1983(昭和58年)9月	台風10号	—	浸水家屋15棟
1985(昭和60年)6月	梅雨前線	—	床下浸水9棟
2004(平成16年)10月	台風23号	—	高岡市、新湊市(現射水市)で初の避難勧告発令。

資料：国土交通省HP ([https://www.mlit.go.jp/river/toukei\\_chousa/kasen/iiten/nihon\\_kawa/0412\\_shogawa/0412\\_shogawa\\_02.html](https://www.mlit.go.jp/river/toukei_chousa/kasen/iiten/nihon_kawa/0412_shogawa/0412_shogawa_02.html))

3-5 地域の課題おとめ

表 3-3 南砺市の地域の現状と課題

地域の現状		地域の課題
1 地形的特性		
(1) 位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>三方を山に囲まれ、中央北側には平野が広がる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>風水害や火災への対策が必要</li> </ul>
(2) 地形	<ul style="list-style-type: none"> <li>急流河川が存在し、農業用排水路等が広く展開</li> </ul>	
2 気象的特性	<ul style="list-style-type: none"> <li>大雪、フェーン現象、集中豪雨や台風が発生</li> </ul>	
3 社会経済的特性		
(1) 既成市街地の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>既成市街地は建物の老朽化が進み、街路が狭く密集状態</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時における被災人口の増大、火災の延焼地域の拡大等、被害拡大が懸念</li> <li>工業用地や工場の中には、河川の氾濫に伴い、被害が発生する危険性がある</li> <li>大量の自動車によって引き起こされる交通混乱は避難の遅延と被害拡大が懸念</li> <li>交通事故災害が発生した場合、多数の被害者が発生</li> <li>施設の被害が発生した場合、その復旧に時間を要する</li> <li>情報不足や生活の不便性等が、不安増大につながる</li> <li>地域コミュニティ活動の停滞</li> <li>地域における防災行動力の向上が必要</li> <li>防災の様々な場所において要配慮者に配慮した施策展開</li> <li>災害の発生時に孤立集落発生時の危険性に配慮</li> <li>男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立</li> </ul>
(2) 工業用地の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>平地部には、工業用地や工場が広範囲に立地</li> </ul>	
(3) 交通機関の発達	<ul style="list-style-type: none"> <li>自動車の利用は著しく増加</li> <li>東海北陸自動車道といった高速交通網の整備</li> </ul>	
(4) 日常生活の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>日常生活の利便性向上とその依存度が高まる</li> </ul>	
(5) コミュニティ活動の停滞	<ul style="list-style-type: none"> <li>人口の減少、市外への通勤者・通学者が増大</li> </ul>	
(6) 要配慮者の増加	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者、外国人等の要配慮者が増加</li> </ul>	
(7) 分散した集落の形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>南砺市は区域が広い上に、特に山間部は、集落が点在</li> </ul>	
(8) 男女共同参画の視点を取り入れた防災	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女双方の視점에配慮した防災を進めることが必要</li> </ul>	
4 災害履歴		
(1) 地震災害	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去に震度4以上の地震は9回発生</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震や水害への対策が必要</li> </ul>
(2) 水害	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去から幾度となく台風や梅雨前線による水害が発生</li> </ul>	



## 4. 計画の対象とするリスクの設定

南砺市の地形や気候、社会経済特性、災害履歴から、本市で発生が想定される災害は以下のとおりである。

表 4-1 南砺市で発生が想定される災害

大項目	小項目
I) 風水害の想定	i) 風害（強風）
	ii) 水害（大雨）
	iii) 土砂災害（地すべり等）
II) 雪害の想定	
III) 火災の想定	
IV) 地震災害の想定	（県外を含む）
V) その他事故災害の想定	i) 鉄道事故災害
	ii) 道路事故災害
	iii) 危険物等事故災害
	iv) 原子力事故災害

## 4-1 計画の対象とするリスク（市内）

### (1) 風水害の想定

#### 1) 風害（強風）

春先の低気圧のもたらす風とともに、夏から秋にかけて襲来する台風は、南風となってフェーン現象を誘発し、空気が乾燥して火災の起こりやすい状態となる。

また、台風のコースによって北西の風が吹く時は、建物や農作物に大きな被害が発生する。

#### 2) 水害（大雨）

山間地域では、集中豪雨時の土石流による被害、あるいは河<sup>かわ</sup>岸の浸食決壊、用排水路<sup>いっすい</sup>の溢水等による被害、これらに起因する道路の決壊やがけ崩れなど、副次的な災害の発生によって集落が孤立する可能性がある。

平野部においては、小矢部川、山田川、旅川、大井川、大門川等、過去に氾濫を繰り返している河川があり、河川改修等の治水対策が進められている。特に、この地域の河川は、南砺山ろくの用排水路の性格を有しており、上流地域での集中豪雨などにも警戒が必要である。

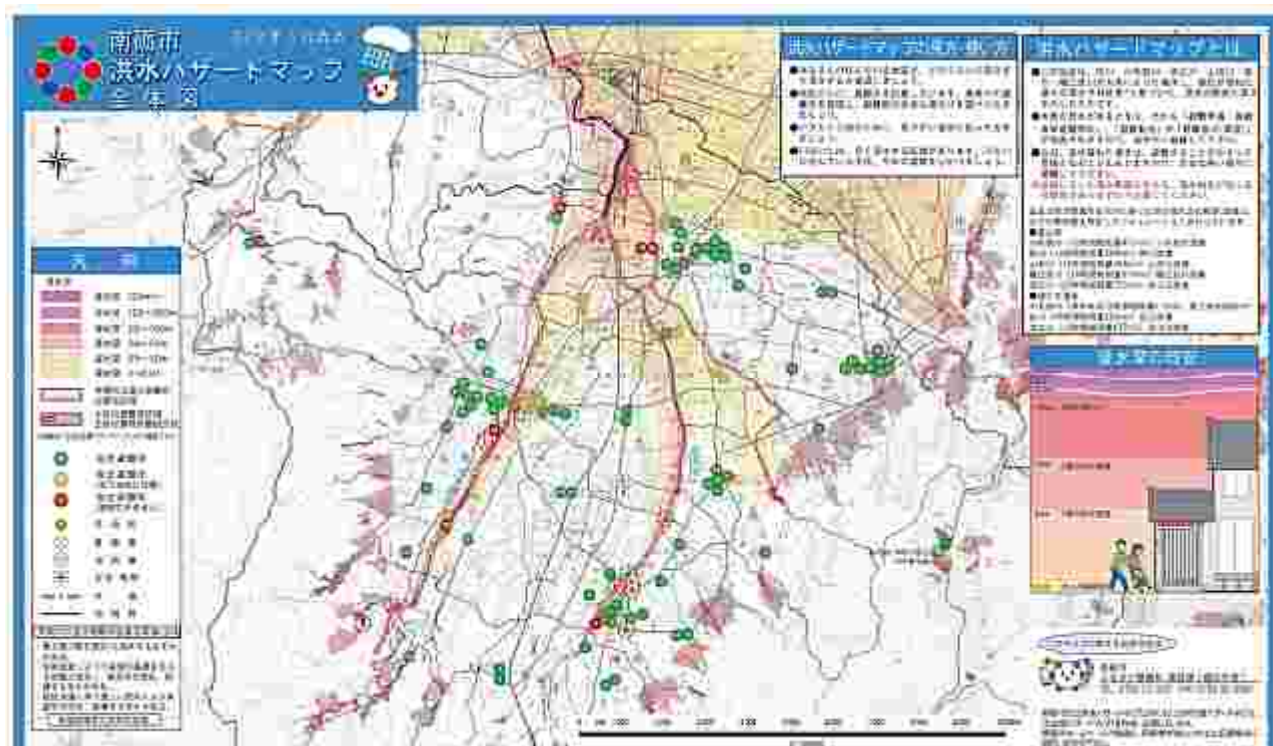
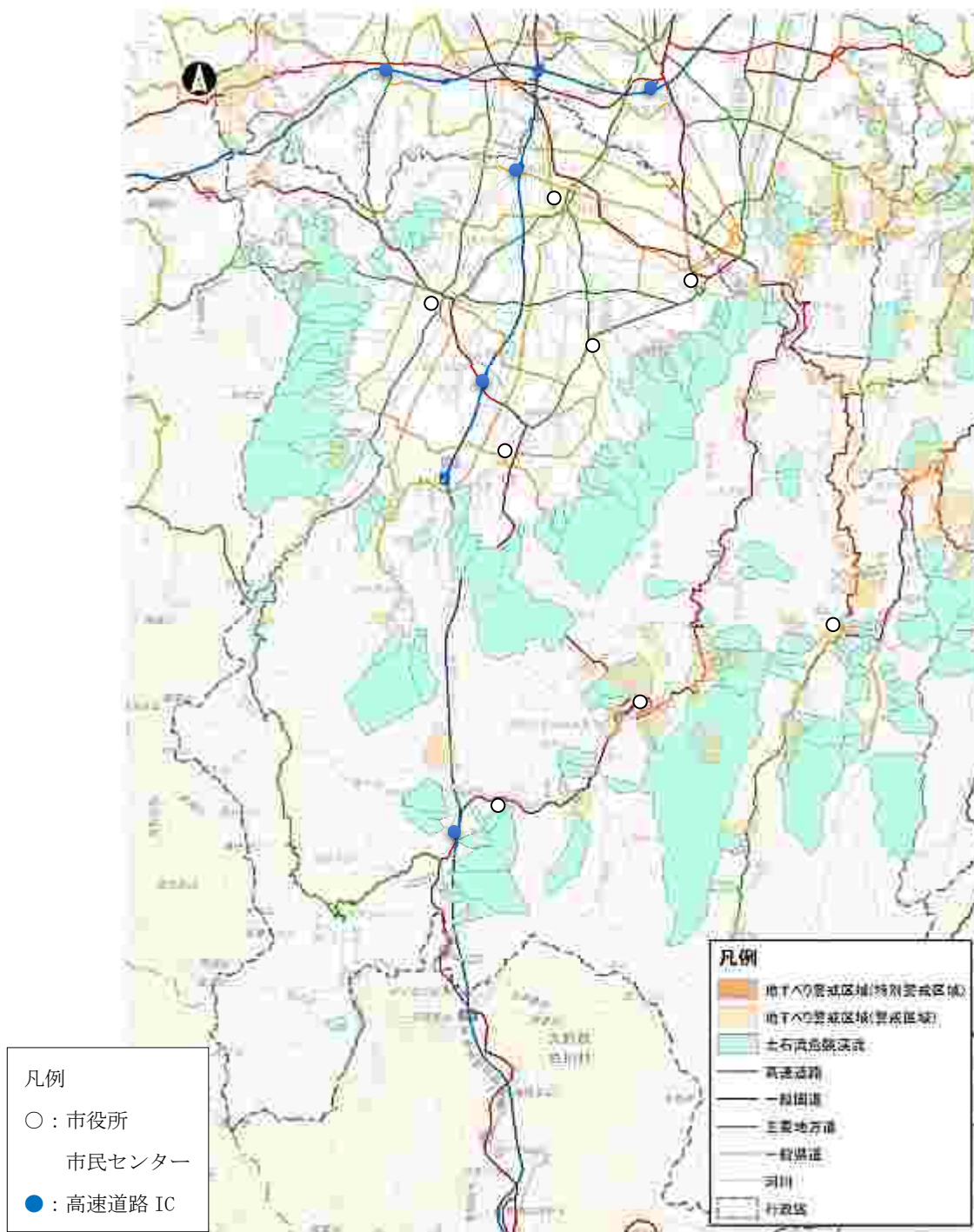


図 4-1 南砺市洪水ハザードマップ

### 3) 土砂災害

山間地域では、地滑り、山崩れ等の土砂災害が、集中豪雨や雪崩等の発生によって誘発される危険性が高い。土砂災害指定地域も多く、風水害や地震の際は注意が必要である。



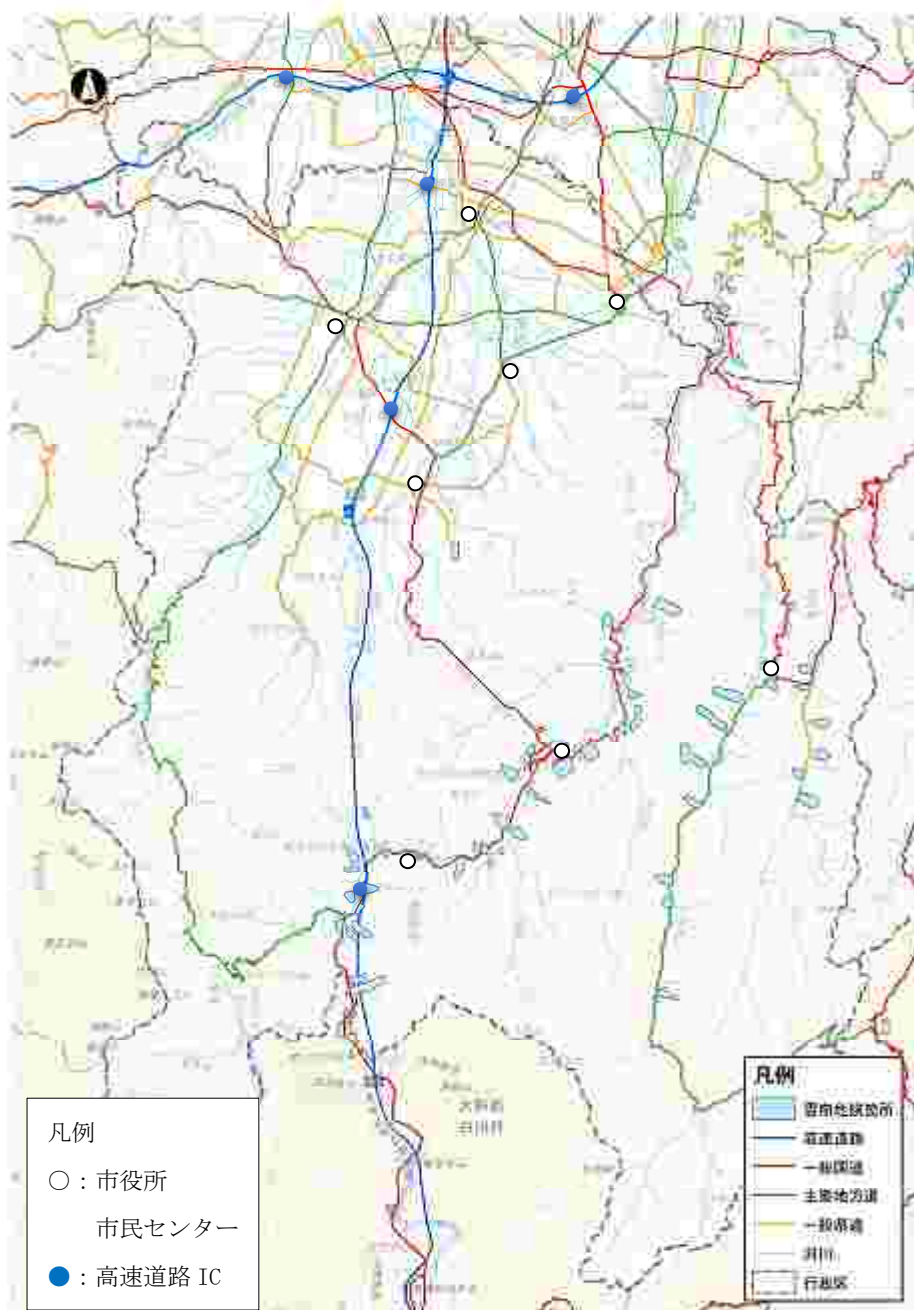
注：土石流危険渓流とは、土石流の発生の危険性があり、人家等に被害を与えるおそれがある渓流  
 注：地すべりとは、土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象又はこれに伴って移動する自然現象  
 資料：ハザードマップポータルサイト（国土交通省）、国土数値情報ダウンロードサイト（国土交通省）

図 4-2 地すべり警戒区域と土石流危険渓流

## (2) 雪害の想定

山間地域では、豪雪年には4メートルに達する積雪がある。特に、連続降雪期には集落間の徒歩連絡等も不可能となるため、孤立する危険性が高い。降雪期における表層雪崩（通称あわ雪崩）、融雪期の全層雪崩による交通機関の麻痺、家屋や施設の被害が発生しており、警戒が必要である。

平野部においても、豪雪時には多量の降雪をもたらし、交通機関の麻痺、家屋や施設への被害が発生している。



▲道路上に堆積した雪



▲雪崩で被災した落雪防護柵

注：雪崩危険箇所とは、雪崩災害のおそれがある地域において、雪崩により人家等に被害を与えるおそれのある箇所

出典：国土交通省北海道開発局  
 (一社) 全国治水砂防協会  
 資料：ハザードマップポータルサイト (国土交通省)、国土数値情報ダウンロードサイト (国土交通省)

図 4-3 雪崩危険箇所

### (3) 火災の想定

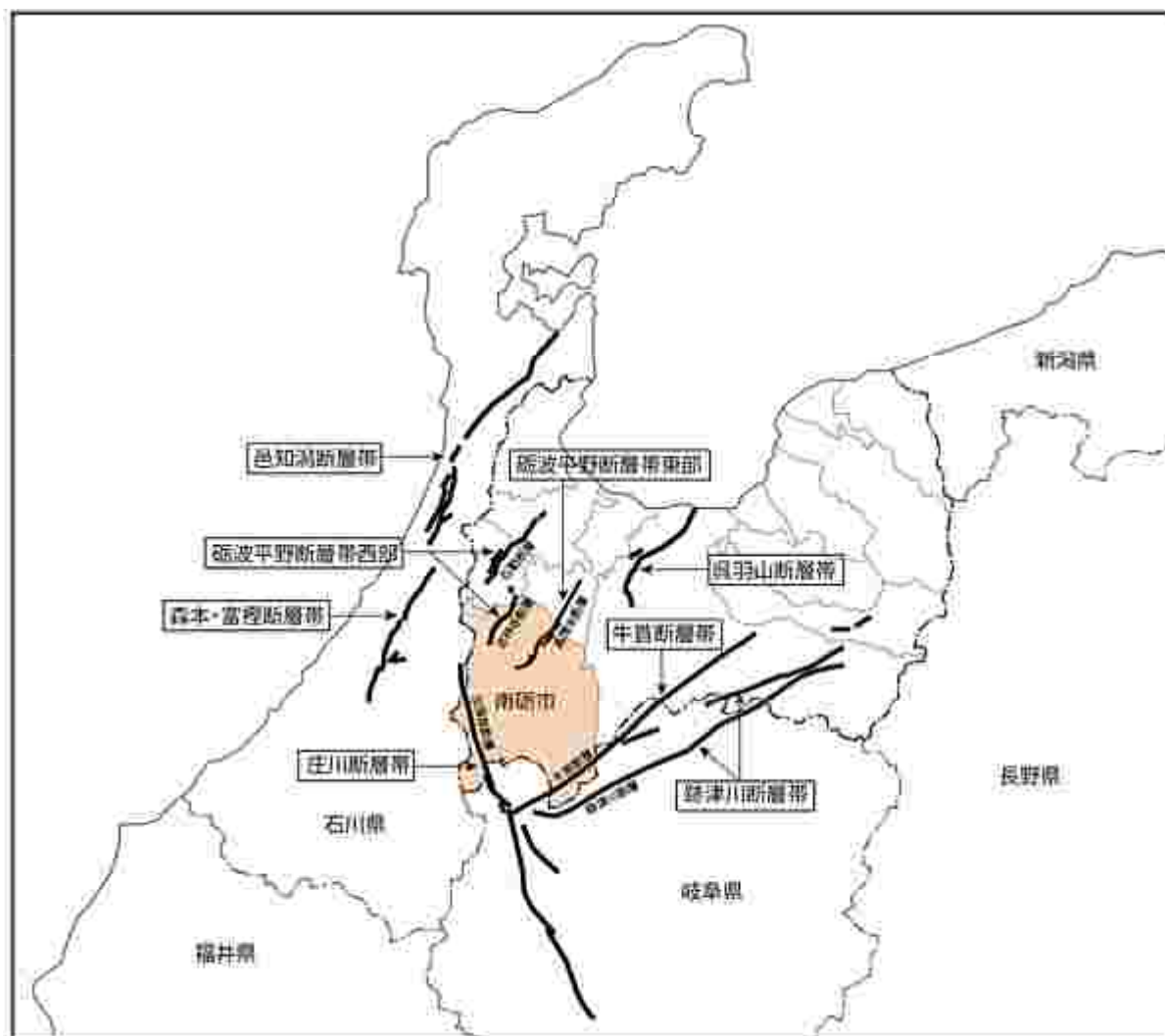
春先のフェーン現象時や台風期に山間を縫って吹く風、又は河川に沿って吹く強風によって、山林火災などが広く延焼し大災害につながる恐れがある。火災の原因は、火気取扱の不注意や不始末といった過失によるものが多く、火気取扱時の注意が必要である。

住宅の密集化、建築様式の多様化、化学合成建材の普及等により、発生した火災が大きな災害につながる危険性が高まってきている。

### (4) 地震災害の想定

東日本大震災（2011年3月）の教訓を踏まえ、科学的知見に基づき、本市にとってあらゆる可能性を考慮した最大級の地震及び災害を想定する。

地震には、海溝型地震と内陸型地震があるが、過去の記録から、本市に大きな影響を及ぼす恐れのある地震は、跡津川断層、呉羽山断層、砺波平野断層帯西部（法林寺断層、石動断層）、砺波平野断層帯東部（高清水断層）等の大規模な活断層による内陸の直下型地震が考えられる。



出典：南砺市地域防災計画

図 4-4 南砺市及び周辺に分布する主な活断層

## (5) その他事故災害の想定

### 1) 鉄道事故災害

鉄道における事故のうち、特に多数の死傷者を生じるおそれのあるものとして、次のような事象が想定される。

- ・ 列車の衝突、脱線、転覆等
- ・ 列車の火災又は爆発
- ・ 列車からの危険物等の流出
- ・ 列車と自動車の衝突（踏切事故）

### 2) 道路事故災害

道路災害等のうち、多数の死傷者が発生する場合として、次のような事象が想定される。

とりわけ、道路トンネル内等の出入口が限定された閉鎖性の高い空間で発生する事故には、救助、消火、避難誘導活動等に種々の制約、困難が伴うこと等を考慮する必要がある。

- ・ 道路構造物（トンネル、橋梁等）の瑕疵、自然現象等を原因とする被害
- ・ 自動車の火災又は爆発
- ・ 自動車からの危険物等の流出
- ・ 道路上での大きな交通事故
- ・ 道路上等での極端な雑踏による被害

### 3) 危険物等事故災害

石油類、LPガス、火薬類などの危険物等の漏洩・流出、火災、爆発による大規模な事故が発生し、特に多数の死傷者を生じるおそれのある場合が想定される。

## 4-2 計画の対象とするリスク（市外）

### (1) 原子力事故災害

南砺市には、原子力事業所はなく、原子力事業所の事故による直接的な被害が本市に及ぶことは想定されないが、北陸電力志賀原子力発電所の事故により放射性物質が飛来し、環境汚染や人体への被ばく被害の可能性が想定される。

※取り扱いは、その他事故災害の想定とする。

### (2) 南海トラフ地震、首都直下地震

太平洋側においては、南海トラフ地震、首都直下地震等が遠くない将来に発生する可能性があるとして予測されており、一度発生すれば、広域な範囲に甚大な被害をもたらすものとなる。

被害想定概要は、下図のとおりであり、本県においても震度4から震度5弱の揺れが発生するものと予想されている。

※取り扱いは、地震災害の想定とする。



出典：内閣官房パンフレット：国土強靱化とは

図 4-5 今後、発生が予想されている巨大地震

## 5. 地域を強靱化する上での目標の明確化

### (1) 「基本目標」の設定

基本法第14条で、「国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない」と規定されている。

基本計画及び富山県国土強靱化地域計画では4つの基本目標を設定している。

これを基本に、南砺市の地域特性を踏まえた結果、基本計画及び富山県国土強靱化地域計画の基本目標を踏襲する。

#### 【国土強靱化基本計画の基本目標】

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

資料：国土強靱化地域計画策定ガイドライン（第7版）（令和2年6月）策定&改訂編

#### 【富山県国土強靱化地域計画の基本目標】

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 県及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- ③ 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

資料：富山県国土強靱化地域計画（令和2年3月）

#### 【南砺市国土強靱化地域計画の基本目標】

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興



## (2) 「基本的な方針」の設定

本計画では、基本計画と同様に、対象となるリスクを大規模自然災害とし、以下の基本方針のもと、策定・推進する。

基本計画及び富山県国土強靱化地域計画において、4つの基本的な方針を設定している。

これを基本に、南砺市の地域特性を踏まえた結果、富山県国土強靱化地域計画の4つの基本方針を踏襲し、基本方針4. 地域の特性に応じた施策の推進において、「自然との共生を図ること」の細目を追加しなおす。

### 【国土強靱化基本計画の「国土強靱化を推進する上での基本的な方針」】

#### 基本方針 1. 国土強靱化の取組姿勢

- ① 我が国の強靱性を損なう本質的原因として何が存在しているのかをあらゆる側面から吟味しつつ、取組にあたること。
- ② 短期的な視点によらず、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念と EBPM (Evidence-based Policymaking: 証拠に基づく政策立案) 概念の双方を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的な取組にあたること。
- ③ 各地域の多様性を再構築し、地域間の連携を強化するとともに、災害に強い 国土づくりを進めることにより、地域の活力を高め、依然として進展する東京 一極集中からの脱却を図り、「自律・分散・協調」型国土構造の実現を促すこと。
- ④ 我が国のあらゆるレベルの経済社会システムが有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化すること。
- ⑤ 市場、統治、社会の力を総合的に踏まえつつ、大局的、システムの視点を 持ち、制度、規制の適正な在り方を見据えながら取り組むこと。

#### 基本方針 2. 適切な施策の組み合わせ

- ⑥ 災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替 施設の確保などのハード対策と訓練・防災教育などのソフト対策を適切に組み 合わせて効果的に施策を推進するとともに、このための体制を早急に整備する こと。
- ⑦ 「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官と民が適切に連携及 び役割分担して取り組むこととし、特に重大性・緊急性・危険性が高い場合には、国が中核的な役割を果たすこと。
- ⑧ 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用さ れる対策となるよう工夫すること。

#### 基本方針 3. 効率的な施策の推進

- ⑨ 人口の減少等に起因する国民の需要の変化、気候変動等による気象の変化、 社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、強靱性確保の遅延による被害拡大を 見据えた時間管理概念や、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施 に配慮して、施策の重点化を図ること。
- ⑩ 既存の社会資本を有効活用すること等により、費用を縮減しつつ効率的に施 策を推進すること。
- ⑪ 限られた資金を最大限に活用するため、PPP/PFI による民間資金の積極的な活 用を図ること。
- ⑫ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。
- ⑬ 人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用 を促進すること。
- ⑭ 科学的知見に基づく研究開発の推進及びその成果の普及を図ること。

#### 基本方針 4. 地域の特性に応じた施策の推進

- ⑮ 人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、各地域において強靱 化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めること。
- ⑯ 女性、高齢者、子供、障害者、外国人等に十分配慮して施策を講じること。
- ⑰ 地域の特性に応じて、環境との調和及び景観の維持に配慮するとともに、自然環境の有する多様な機能を活用するなどし、自然との共生を図ること。

資料：国土強靱化地域計画策定ガイドライン（第7版）（令和2年6月）策定&改訂編

## 【富山県国土強靱化地域計画の「国土強靱化を推進する上での基本的な方針」】

**基本方針 1. 取組姿勢**

- ① 富山県の強靱性を損なう本質的原因をあらゆる側面から検証したうえで取り組む。
- ② 時間管理概念を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的に取り組む。

**基本方針 2. 適切な施策の組み合わせ**

- ③ 災害リスクや地域の状況等に応じて、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進する。
- ④ 「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官（国、県、市町村）と民（住民、民間事業者等）が適切に連携及び役割分担して取り組む。
- ⑤ 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫する。

**基本方針 3. 効率的な施策の推進**

- ⑥ 施策の重点化や既存の社会資本を有効活用すること等により、費用を削減しつつ効率的に施策を推進する。

**基本方針 4. 地域の特性に応じた施策の推進**

- ⑦ 人のつながりやコミュニティ機能の向上を図るとともに、各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努める。
- ⑧ 女性、高齢者、子ども、障がい者、観光客、外国人等に十分配慮して施策を講じる。

資料：富山県国土強靱化地域計画（令和2年3月）

## 【南砺市国土強靱化地域計画の「国土強靱化を推進する上での基本的な方針」】

**基本方針 1. 取組姿勢**

- ① 南砺市の強靱性を損なう本質的原因をあらゆる側面から検証したうえで取り組む。
- ② 時間管理概念を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的に取り組む。

**基本方針 2. 適切な施策の組み合わせ**

- ③ 災害リスクや地域の状況等に応じて、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進する。
- ④ 「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官（国、県、市町村）と民（住民、民間事業者等）が適切に連携及び役割分担して取り組む。
- ⑤ 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫する。

**基本方針 3. 効率的な施策の推進**

- ⑥ 施策の重点化や既存の社会資本を有効活用すること等により、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進する。

**基本方針 4. 地域の特性に応じた施策の推進**

- ⑦ 人のつながりやコミュニティ機能の向上を図るとともに、各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努める。
- ⑧ 女性、高齢者、子ども、障がい者、観光客、外国人等に十分配慮して施策を講じる。
- ⑨ 地域の特性に応じて、環境との調和及び景観の維持に配慮するとともに、自然環境の有する多様な機能を活用するなどし、自然との共生を図ること。＜追加＞

### (3) 「事前に備えるべき目標」の設定

基本計画では、基本法第17条第3項の規定に基づき、起きてはならない最悪の事態を想定したうえで脆弱性評価を実施している。具体的には、8つの「事前に備えるべき目標」を設定している。

富山県国土強靱化地域計画においては、基本計画を参考に、富山県内外で想定されるリスク等を踏まえ、太平洋側の代替性確保に必要な不可欠な機能が維持・確保されるという目標を追加し、9つの「事前に備えるべき目標」を設定している。

これを基本に、南砺市の地域特性を踏まえた結果、富山県国土強靱化地域計画の9つの「事前に備えるべき目標」を踏襲する。

#### 【国土強靱化基本計画の「事前に備えるべき目標」】

- i 直接死を最大限防ぐ
- ii 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- iii 必要不可欠な行政機能は確保する
- iv 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- v 経済活動を機能不全に陥らせない
- vi ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- vii 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- viii 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

資料：国土強靱化地域計画策定ガイドライン（第7版）（令和2年6月）策定&改訂編

#### 【富山県国土強靱化地域計画の「事前に備えるべき目標」】

- ① 直接死を最大限防ぐ
- ② 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- ③ 必要不可欠な行政機能は確保する
- ④ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- ⑤ 経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑥ ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- ⑦ 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- ⑧ 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する
- ⑨ 太平洋側の代替性確保に必要な不可欠な機能が維持・確保される

資料：富山県国土強靱化地域計画（令和2年3月）

【南砺市国土強靱化地域計画の「事前に備えるべき目標」】

- ① 直接死を最大限防ぐ
- ② 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- ③ 必要不可欠な行政機能は確保する
- ④ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- ⑤ 経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑥ ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- ⑦ 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- ⑧ 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する
- ⑨ 太平洋側の代替性確保に必要な不可欠な機能が維持・確保される

## 6. リスクシナリオ、施策分野の設定

### (1) 「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の設定

基本計画では、基本法第 17 条第 3 項の規定に基づき、起きてはならない最悪の事態を想定したうえで脆弱性評価を実施している。具体的には、8 つの「事前に備えるべき目標」に対して 45 の「起きてはならない最悪の事態」を設定している。

富山県国土強靱化地域計画においても、9 つの「事前に備えるべき目標」に対する 38 の「起きてはならない最悪の事態」を設定している。

南砺市国土強靱化地域計画においては、上記の計画との調和を図りつつ、市の地域特性を考慮し、計画策定に際して対象としたリスクを踏まえ、9 つの「事前に備えるべき目標」に対して 37 の「起きてはならない最悪の事態」を設定する。

※富山県国土強靱化地域計画における「7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生」を除く。

表 6-1 国土強靱化基本計画の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」

No.	事前に備えるべき目標	No.	回避すべき「起きてはならない最悪の事態」
1	直前死を最大限防ぐ	1-1	大都市での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
		1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生
		1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-5	大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生
		1-6	暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
		3-2	首都圏での中央官庁機能の機能不全
		3-3	地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
		4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下
		5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
		5-3	コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		5-4	海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響
		5-5	太平洋ベルト地帯の幹線が分断するなど、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
		5-6	複数空港の同時被災による国際航空輸送への甚大な影響
		5-7	金融サービス・郵便等の機能停止による国民生活・商取引等への甚大な影響
		5-8	食料等の安定供給の停滞
		5-9	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止
		6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	市街地での大規模火災の発生
		7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生
		7-3	沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
		7-4	ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂、火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生
		7-5	有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃
		7-6	農地・森林等の被害による国土の荒廃
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
		8-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
		8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		8-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		8-6	国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による国家経済等への甚大な影響

資料：国土強靱化地域計画策定ガイドライン（第7版）（令和2年6月）策定&改訂編

表 6-2 富山県国土強靱化地域計画の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」

No	事前に備えるべき目標	No	リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-5	大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生
		1-6	暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化及び信号機の全面停止等による重大交通事故の多発、社会の混乱
		3-2	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による経済活動の麻痺
		5-2	交通インフラネットワークの機能停止
		5-3	食料等の安定供給の停滞
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
		6-2	上水道、農・工業用水等の長期間にわたる供給停止
		6-3	污水处理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止
		6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の大规模火災の発生による多数の死傷者の発生
		7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生
		7-3	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞等による交通麻痺
		7-4	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生
		7-5	有害物質の大規模拡散・流出による県土の荒廃
		7-6	農地・森林等の被害による県土の荒廃
8	地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
		8-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
		8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失
		8-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず、復興が大幅に遅れる事態
		8-6	国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による県内経済等への甚大な影響
9	太平洋側の代替性確保に必要不可欠な機能が維持・確保される	9-1	太平洋側の基幹的な陸・海・空の交通ネットワークの機能停止

資料：富山県国土強靱化地域計画



表 6-3 南砺市国土強靱化地域計画の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」

No	事前に備えるべき目標	No	リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-5	大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生
		1-6	暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化及び信号機の全面停止等による重大交通事故の多発、社会の混乱
		3-2	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による経済活動の麻痺
		5-2	交通インフラネットワークの機能停止
		5-3	食料等の安定供給の停滞
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
		6-2	上水道、農・工業用水等の長期間にわたる供給停止
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止
		6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の大规模火災の発生による多数の死傷者の発生
		7-2	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞等による交通麻痺
		7-3	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生
		7-4	有害物質の大規模拡散・流出による県土の荒廃
		7-5	農地・森林等の被害による県土の荒廃
8	地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
		8-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
		8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失
		8-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず、復興が大幅に遅れる事態
		8-6	国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による県内経済等への甚大な影響
9	太平洋側の代替性確保に必要な不可欠な機能が維持・確保される	9-1	太平洋側の基幹的な陸・海・空の交通ネットワークの機能停止

**(2) 「施策分野」の設定**

基本計画では、リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を回避するための施策分野としては、12の個別施策分野と5つの横断的分野を設定している。

富山県国土強靱化地域計画においては、5つの個別施策分野と5つの横断的分野を設定している。

南砺市国土強靱化地域計画においては、上記の計画との調和を図りつつ、市の地域特性を考慮し、5つの個別施策分野と5つの横断的分野を設定する。

表 6-4 施策分野の設定

基本計画	富山県国土強靱化地域計画	南砺市国土強靱化地域計画
＜ 1 ＞個別施策分野		
i 行政機能／警察・消防等／防災教育等	(1) 行政機能・防災教育分野	(1) 行政機能・防災教育分野
ii 住宅・都市、xi 環境	(2) 住環境分野	(2) 住環境分野
iii 保健医療・福祉	(3) 保健医療・福祉分野	(3) 保健医療・福祉分野
iv エネルギー、v 金融、vi 情報通信、vii 産業構、ix 農林水産	(4) 産業分野	(4) 産業分野
viii 交通・物流、x 国土保全、xii 土地利用（国土利用）	(5) 国土保全・交通物流分野	(5) 国土保全・交通物流分野
＜ 2 ＞横断的施策分野		
i リスクコミュニケーション	(6) リスクコミュニケーション分野	(6) リスクコミュニケーション分野
ii 人材育成	(7) 人材育成分野	(7) 人材育成分野
iii 官民連携、v 研究開発	(8) 官民連携分野	(8) 官民連携分野
iv 老朽化対策	(9) 老朽化対策分野	(9) 老朽化対策分野
	(10) 太平洋側のリダンダンシーの確保分野	(10) 太平洋側のリダンダンシーの確保分野

# 南砺市国土強靱化地域計画検討委員会

## 第1回 委員会

その他

今後のスケジュール（案）

令和2年8月27日

## ■今後のスケジュール（案）

